

始



0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5

特248

777

編 藏山光瑞

支那事變と曹洞宗

曹洞宗興亞局

特248
777

曹洞宗教學部長 藏山光瑞篇

支那事變 と 曹洞宗



曹洞宗興亞局



は し が き

一、事變下においてわが宗は一體、何を爲したのであるか、また今後何をなさんと企圖してゐるのであらうかは、宗の内外を通じてひとしく聽かまほしく思ふところであらう。本冊子はこれらの諸間に答へんとして書かれたものである。

一、とはいへ全體を通じて本冊子を通觀すれば、その内容はほとんど過去において爲した對處局の活動記錄に終止して未だ今後の諸般の方策については充分に述べられてゐない。僅にその片鱗を十五年度豫算の項で示したばかりである。從つてありていに云へば、本冊子は事變以來の本宗の活動記錄であり、そのリポートに過ぎないのである。それだけでも存在價値はあるかと思ふ。

一、處で、本宗の事變活動なるものを分けて見れば、第一期は事變當初の臨時々局課とし、第二期は事變對處局新設より本年十月までとし、第三期はそれ以後の曹洞宗興亞局となるであらう。第一期は政府に於て當初聲明せる所謂事變の不擴大主義に照應するものであり、第二期は所謂長期抗戰の主張に對處したものであり、第三期は所謂東亞新秩序建設に對應せんとするものである。前二者が謂はゞ消極的であるに對して、後者は積極的であることは明かである。今や前記の第二期より高階内局の成立を契機として第三期への一步を投ぜんとする機會に、過去の素材を一應整備し資料の概略を蒐録して將來の備へにするは、時期を得たるものと信じ、編輯を企てた次第である。

一、宗會を間近に控へて本冊子がこれへの報告ともなり、且つ又この報告によつて宗會自身の参考資料ともなり、それ

によつて當局への協力鞭撻の資ともなれば、一石二鳥以上の効を收むるものであらう。

一、本冊子は宗外に發表する意圖で書かれたものではないが、尙ほ應召者、戰病死者等の統計は一切あけることを差控へねばならなかつた。殊に祈願會や追弔會等は、兩大本山を始めとして全國の寺院では枚舉に違ないほど多數に嚴修せられてゐるが、これも宗務院主催のそれ以外は都合上割愛することにした。

一、終りに未曾有の歴史的事變に當面して、當初より對處事務に熱意を以てあたられた前内局諸師に對して衷心より敬意を表すると同時に、本冊子の企劃編輯等に盡力してくれた長友越智教學部主事の勞を謝せざるを得ない。

昭和十四年十月廿日

曹洞宗教學部長 藏山光瑞

目次

はしがき

- 一、北支事變より支那事變へ 一
- 二、曹洞宗事變對處局の特設 八
- 三、事變第二年を迎へて 二二
- 四、各宗事業への協力 四二
- 五、事變第三年を迎ふ 四六
- 六、各種表 五六

支那事變と曹洞宗

一、北支事變より支那事變へ

わが國、有史以來未曾有の大事件である今次支那事變下における本宗の動きをまとめるにさきだち、皇軍の向ふ處連戦連勝、世界史上比類なき戦果を收めつゝあることは偏へに御稟威の御力によることは申すまでもなく、同時にまた皇軍將士の減私奉公の御勞苦によるものである。われらは銃後の一國民として謹んで深甚なる感謝の誠を捧げねばならん。而してまた陣歿せられた英靈に對し敬虔なる弔意を表するものである。

さて、昭和十二年七月七日、北支蘆溝橋に事變が勃發するや、政府は緊急閣議の結果、七月十一日左の如き聲明書を發表した。そして事變を北支事變と呼ぶことになつたのである。

政府聲明

相踵ク支那側ノ侮日行爲ニ對シ支那駐民ヘ隱忍靜觀中ノ處從來我ト提携シテ北支ノ治安ニ任シアリシ第二十九軍ノ七月七日夜半蘆溝橋附近ニ於ケル不法射擊ニ端ヲ發シ該軍ト衝突ノ已ムナキニ至レリ爲ニ平津方面ノ情勢逼迫シ我在留民ハ正ニ危殆ニ瀕スルニ至リシモ我方ハ和平解決ノ望ヲ棄テ斯事件不擴大ノ方針ニ基キ局地的解決ニ努力シ一旦第二十九軍側ニ於テ和平的解決ヲ承諾シタルニ不拘突如七月十日夜ニ至リ彼ハ不法ニモ更ニ我ヲ攻擊シ再び我軍ニ相當ノ死傷ヲ生スルニ至ラシメ而モ瀕リニ第一線ノ兵力ヲ増加シ更ニ西苑ノ部隊ヲ南進セシメ中央軍ニ出動ヲ命ズル等武力的準備ヲ進ムルト共ニ平和的交渉ニ應スルノ誠意ナク遂ニ北京ニ於ケル交渉ヲ全面的ニ拒否スルニ至レリ以上ノ事實ニ鑑ミ今次事件ハ全ク支那側ノ計畫的武力抗日ナルコト最早疑ノ餘地ナシ思フニ北支治安ノ維持力帝國及滿洲國ニトリ緊急ノ事タルハ茲ニ贅言ヲ要セサル處ニシテ支那側ガ不法行爲ハ勿論排日侮日行爲ニ對スル謝罪ヲ爲シ及今後斯カル行爲ナカラシムル爲ノ適當ナル保障等ヲナスコトハ東亞ノ平

和維持上極メテ緊要ナリ 仍テ政府ヘ本日ノ閣議ニ於テ

重大決意ヲ爲シ北支派兵ニ關シ政府トシテ執ルヘキ所要ノ措置ヲナス事ニ決セリ

然レトモ東亞平和ノ維持ハ帝國ノ常ニ顧念スル所ナルヲ以テ政府ハ今後共局面不擴大ノ爲平和的折衝ノ望ヲ捨テス支那側ノ速ナル反省ニヨリテ事態ノ圓滿ナル解決ヲ希望ス又列國權益ノ保全ニ就テハ固ヨリ十分之ヲ考慮セントスルモノナリ

本聲明に對して本宗にあつては七月十五日、左記の如き諭達が發せられたのである。

論 論 達

今般北支事變ニ關シ政府ハ本月十一日緊急閣議ヲ開キテ帝國政府ノ根本方針ヲ決定シ別記ノ通聲明ヲ發セラレタリ 依テ本宗僧侶タル者ハ宜シク其ノ檀徒信徒ヲ教導シ正シク時局ヲ認識セシムルニ努メ以テ國民タルノ本分ヲ守ラシムルト共ニ協力一致一層國民精神ノ振作ト佛教報國ノ實ヲ舉揚セラルヘシ

昭和十二年七月十五日

政府の聲明によつて知られる如く、當初における政府の政策はどこまでも事變の不擴大主義と平和的解決とをもつてこれに望んだが、支那側の全く不誠意と排日侮日的行爲の增長とによつて、遂に重大決意を爲さしめるに至つたのである。出兵のやむなきに至りながらも、しかも尙、局面不擴大のために平和的折衝の望を捨てなかつたことは、聲明の通りであつた。從つて當時における吾等一般國民の事變に對する心がまへは、今日の如き發展は豫想だもしなかつた處であつて、恐らく事變は聲明に示されたる望み通り不擴大と平和的解決とをもたらすものであらうとの認識を把持してゐたことは、蓋し無理ないことであつたらう。

宗務院にあつても以上のとき一般的認識の域を出るものではなかつた。今日の局面より見れば不明と云へば不明であつたに相違ないが、當時の事態を回想すれば、神ならぬ身の是非なき次第といふほかないと思ふ。とりあへず教學部において事變に對する處置を考へたのであるが、多くは滿洲事變の場合を最近の例として、それに則り諸般の準

備を進めたほどであつた。從つて人員の配置も特に増員するでもなく、教學部員は誰彼の區別なく事變事務を處理したやうなわけであつた。

而し各地より頻りに檀信徒應召者に對する激勵狀を下附せよとの要求は意外に多數であつたし、その内には戰傷歿

者も届けられるといふ、何となく事重大を豫想せしむるも

のが、事實上事務の上に表れてくるので遂に七月二十日「臨

時々局課」の名稱を新に設けて、茲に關係一切の事務を統括する事にあつた。奥村教學部長を上長として、成田同主事、越智社會課主任が主としてこの事務に當つたのである。

以上の經緯によつて次の告諭並に諭達が發せられるに至つた。

告 諭

今次北支事變ニ際シ吾力駐屯並派遣ノ皇軍ハ東洋平和維持ト邦人權益確保ノ爲酷暑炎熱ノ中第一線ニ立チテ晝夜

ヲ分タス奮勵苦闘セラレツ、アルハ洵ニ感謝ノ至リニ堪ヘス 義ニ政府ノ重大聲明アルヤ納ハ直ニ諭達ヲ發セシメ又軍人布教師ヲ特派シテ慰問弔祭ノ誠意ヲ表示シ且應

急ノ措置ヲ爲サシメタリ 今ヤ事態ハ益々悪化シ風雲愈々急切ナルモノアリ依テ一般僧侶ハ深ク佛祖ノ本誓ニ依遼シテ時局ヲ認識シ檀徒信徒ヲ策勵シテ銃後救援ノ實ヲ舉ケ以テ皇運扶翼ノ願行ヲ盡スヘシ

昭和十二年七月二十二日

管 長 鈴 木 天 山
總 務、各 部 長

この告諭と次の諭達が發せられて、ここに始めて事變下の具體的活動が小規模にではあるが、開始せられるに至つたのである。

先づ皇軍武運長久の祈禱會、皇軍慰問金の募集、檀信徒の戰傷病者、註二戰死者(註三)に對する慰問弔問を行ふことであつた。諭達は次の如し。

諭 達

今般北支事變ニ付キ管長貌下ヨリ特ニ別記ノ通告諭ヲ發セラレタリ依テ各自切ニ慈慮ヲ體シ左記各號ノ事項ヲ遼行スヘシ

一、寺院へ適宜聯合ノ上皇軍武運長久ノ祈禱法要ヲ嚴修

シ之ヲ了シタルモノハ宗務院ニ報告スヘシ

一、皇軍慰問金ヲ一箇寺最低一口金五拾錢以上ヲ據出ノ

コト寺院並特志檀徒信徒ヲ合シテ幾口合計金幾圓何

寺扱トシテ來ル八月十五日限り各寺又ハ教區寺院合

同シテ直接宗務院財務部(振替東京豈八貳〇貳番)へ

送付スヘシ但據出者ノ姓名ヲ明記シタル納表ヲ要ス

一、慰問金領收ノ上ハ宗報ニ掲載シテ領收證ニ代フ

一、慰問金ハ相當ノ額ニ達シタル時本院ニ於テ慰問袋ニ

換ヘ又ハ現金ヲ以テ直接軍部へ寄託スルモノトス

一、本宗檀徒信徒中應召者有之場合住職ハ特ニ管長貌下

ノ御意志ヲ傳達スル爲本人ニ對シテハ奉公激勵ノ親

書ヲ發送シ家族ニ對シテハ鄭重慰問ノ辭ヲ述フヘシ

一、本宗檀徒信徒ニシテ戰傷病者及戰死病歿者アルトキ

ハ慰問弔問等致スヘキニ付其ノ官職氏名住所等ヲ速

ニ本院へ通知スヘシ

昭和十二年七月二十二日

總務、各部長

(註二) 僧侶檀徒戰傷者慰問

君ハ今次ノ支那事變ニ際シ 大命ヲ奉シテ日夜硝烟ノ

間ヲ馳驅シ奮戰力闘ソノ任務ヲ敢行中途ニ軍ノ病院ニ

伏シテ三寶ノ照鑑ヲ仰キ君カ武運ノ長久ヲ祝禱シ謹テ
自愛ト節制トヲ庶幾フ

年 月 日

曹洞宗管長 鈴木天山

(註一) 檀徒應召者慰問

何々殿

君ハ今次ノ支那事變ニ應召セラレテ愈々國防ノ大任
ニ就カル洵ニ感謝ノ至リニ堪ヘス 是レ君カ一門ノ名
譽タルノミナラス又吾カ教團一同ノ光榮トスルトコロ
ナリ

治療ヲ受クル身トナラルト 君カ今日ノ心中實ニ察ス
ルニ餘リアルモノ有リ

君カ至誠盡忠報國ノ行動ハ皇國ノ干城トシテ又我カ宗
ノ教徒(見孫)トシテ正ニ其ノ本分ヲ完ウセラルモノ
ト謂フヘキナリ

該地ニ於ケル帝國權益擁護並東洋ニ於ケル和平永遠ノ
確立ハ固ヨリ皇威ヲ世界ニ顯揚セル功績ハ洵ニ千載ニ
朽チサルヘシ

君國家ノ爲専ラ保養ニ精進セラレテ一日モ速カニ全快
セラレントヲ切ニ禱祈シテ止マサルナリ

年 月 日

曹洞宗管長 鈴木天山

兩山貫首貌下の戰傷者慰問

(註三) 檀徒戰死者弔辭

君ハ大命ヲ奉シテ今次ノ支那事變ニ出動セラレ日夜硝
煙彈雨ノ間ヲ馳驅シテ奮戰力闘遂ニ其ノ任ニ殉セラル
斯ノ大死一番盡忠報國ノ機用ハ皇國ノ干城トシテ又佛

以上管長貌下の慰問、弔辭にややおくれて次の兩山貫首
貌下のそれが下附せられることになり、臨時々局課におい
て便宜これを取扱ふことになつた。

年 月 日

曹洞宗管長 鈴木天山

肅啓 貴下ハ今次ノ事變ニ應召出征シテ奮戰力闘セラ
レ將ニ不朽ノ功績ヲ擧ケラレントスルノ時不幸敵彈ニ
傷ケラレ専ラ御療養ノ趣向ニ痛嘆ノ至リニシテ茲ニ滿
腔ノ御同情ヲ表シ候

想フニ邦家ノ爲家ヲ忘レ身ヲ忘レ一意報國ヲ期シテ進
撃セラレシハ我等銃後ノ者ヲシテ感奮興起セシムルコ
ト甚大ニ有之候 貴下ノ負傷ニヨル半途ノ挫折ヘ断シ
テ無意義ニハ無之我カ戰史ニ不朽ノ名譽ヲ留ムルモノ
ト確信仕候願クハ 君國ノ爲ニ自重加愛セラレ一日モ
速ニ御全快ノ上捲土重來セラレンコトヲ切望致候
茲ニ一書ヲ座右ニ呈シ以テ深甚ノ敬意ヲ表シ申候

年 月 日 敬具

大本山永平寺貫首 秦 慧 昭
勅賜大規正信禪師 大本山總持寺貫首 伊 藤 道 海
勅賜無邊光照禪師

年 月 日 敬具

大本山永平寺貫首 秦 慧 昭
勅賜大規正信禪師 大本山總持寺貫首 伊 藤 道 海
勅賜無邊光照禪師

兩山貫首貌下の弔辭

肅啓 何 誰ニハ今次ノ事變ニ應召御出動以來晝夜ノ
別ナク軍務ニ精勵奮戰中壯烈ナル戰死ヲ遂ケラレ候趣
洵ニ痛嘆哀惜措ク能ヘサル所ニ候然リト雖モ邦家ノ爲
護國ノ英靈トナラレタルハ正ニ男兒畢生ノ本懷ニシテ

十錢を海軍省に献金し、その残餘は悉く慰問品に代へてす
べて献納すみである。

支那事變 九月十一日、日比谷公會堂に於ける國民
精神總動員大演説會で、近衛首相は「吾々の不擴大方針が
支那政府の不誠意に依りまして顧られず、北支事變が遂に
積極的なる膺懲を必要とするに至りましたことは諸君已に
御承知の通りであります。

申すまでもなく、吾々の眞意は東洋文化を共通する處の
日滿支三國の提携を以て東洋安定の権輿と致しまして、こ
れを通じて世界平和の確立に自主的に參與するといふ處に
あることは、今も昔も變りないのであります」と述べられて
ゐる。即ち事變發端後二ヶ月を経すして、北支事變は支
那事變と改稱すべく餘儀なくされた。従つて事變の當初と
はその性質を異にする全面的膺懲戦へと移行したのであ
る。而して今日の如き推移については何人も豫斷を許さぬ
ものがあつた。殊に九月三日、第七十二回帝國議會は臨時
に召集せられ開院式には、長くも時局に對する優渥なる勅

又名譽ノ至極ト存候 想フニ生ヲ明メ死ヲ明ムルハ佛
家一大事ノ因縁ニシテ此ノ生死ヲ透脱シタル盡忠報國
ノ活作用ハ禪門ノ宗旨タル卽心是佛ノ本義ニ合致セル
モノニ候
貴下カ此ノ大死一番大活現成ノ行績ハ我カ國史ノ精華
トシテ永ク其ノ芳名ヲ留メ後人奮起ノ龜鑑タルモノト
相信シ申候
茲ニ謹テ弔問候也

皇軍慰問金

は昭和十二年九月一日、先づ金一萬圓を
陸、海軍省へ、それぞれ献金の手續を経た。因に、昭和十
四年八月末現在においてこれが總計は右金壹萬圓を含めて
一四、一六六圓七三の納入があり、来る十一月一日附宗報
に發表せられる筈。更に昭和十四年十月金四百四十一圓二

語を賜つた臣民たるものには齊しくこの勅語を拜し奉り、時
局の重大性を痛感し皇運扶翼の臣節を完うし奉らねばなら
ぬ覺悟ができたのであつた。

宗侶戰死者 かく事變の擴大とともに本宗侶の應召
者(註)及戰傷死者も續々報告せられるに至つたので、これ
に對して次の告示が發せられた。

告示第二十八號

今次ノ支那事變ニ於ケル帝國軍人軍屬中本宗寺院住職前
住職又ハ徒弟ニシテ戰死者戰傷後死亡者若ヘ其ノ他ノ原
因ニ依リテ死亡シ軍部ニ於テ戰死ト同様ノ待遇ヲ受ク者
ニヘ管長ヨリ特別ノ慈慮ヲ以テ法階贈補又ヘ其ノ他ノ殊
遇ヲ贈表セラルヘキニ依リ本人ノ師僧法類又ヘ教區長ニ
於テ左記指定事項ヲ取調ヘ管轄宗務所ヲ經テ具申セラル
ヘシ

一、本人ノ僧籍
一、本人ノ官等級 姓名本人所屬部隊若ヘ乗組艦名
一、戰死戰傷ノ後死亡若ヘ其ノ他ノ原因ニ依リテ死亡シ
タル種別 地名並年月日

一、僧侶履歴中得度立身轉衣瑞世教師分限建法幢中最終

ニ得タル法階明記

一、本人死亡ノ情況ニ付特記スヘキモノアリト認メタル
場合ヘ其ノ事實詳記

本宗僧侶中右ノ待遇ヲ受クル者ノ本葬ニ限り地方宗務所
長ハ必ス管長代理トシテ會葬シ管長ノ弔詞(註二ヲ代讀ス
ヘシ)此ノ會葬ニ要スル經費ヘ其ノ宗務所ノ負擔トス但
特ニ本院ヨリ管長代理ヲ派遣スル場合ハ右ノ限りニアラ
ス

昭和十二年九月十五日

總務以下各部長

年月日

曹洞宗管長 鈴木天山

貴師ハ今次ノ事變ニ應召セラレ愈々國防ノ大任ニ就力
ルト洵ニ感謝ノ至リニ堪ヘス 是レ貴師個人ノ名譽タ
ルノミナラス又以テ曹洞一代ノ光榮トスルトコロナリ

貴師ハ本證妙修ノ宗旨ヲ行シテ既ニ歲アリ 事理ヲ超
越シテ自在ニ活機用ヲ發揮シ率先至誠奮勵國威宣揚真
ニ本分ヲ完ウシテ他ニ其ノ範ヲ示サレンコトヲ
伏シテ三寶ノ照鑑ヲ仰ギ貴師ノ武運長久ヲ祝禱シ謹テ
自愛ト節制トヲ庶幾フ 兹ニ金壹封ヲ贈リ聊カ慰問ノ
微意ヲ表ス

以上の如く宗侶の戰死者及これに準するものに對しては
(一)管長貌下の弔辭(註二)及(二)法階を贈補し(和尚號を既
得する者の場合は大和尚を贈補するが如し)、大和尚の最
高法階を既得せるものに對しては兩山紋章入りの銅製寶爐

一個に事變戰死の旨を銘刻せるを代贈し、(三)香資金を供
へることになつた。

僧侶應召者慰問

貴師今次ノ支那事變ニ應召セラレ 陛下ノ股肱トシテ其
ノ大任ニ著カレタルハ衲等ノ最モ感謝スル處ニ候
此ノ事タルヤ單ニ獨リ貴師ノ光榮タルノミナラス吾力兩

大本山ノ國家社會ニ對スル一大榮譽ニ有之候
貴師ハ兩祖ノ慈訓ニ遵ヒ愈々身心ヲ自重シ殺活自在以テ
其ノ本分ヲ完ウセラレン事ヲ希ヒ候

年月日

曹洞宗管長 鈴木天山

大本山永平寺貫首 秦 慧 昭
勅賜大規正信禪師 伊 藤 道 海

僧侶戰死者弔辭

貴師今次ノ支那事變ニ大命ヲ奉シテ聖戰に參加シ忠烈奮
闘常ニ他ノ範トナリ重任遂行中其ノ職ニ殉セラル洵ニ哀惜
ノ情ニ堪ヘス 然レ共貴師盡忠報國ノ功果ヘ東洋和平ヲ永
遠ニ將來シ大死一番ノ採用ハ帝國ノ光威ヲ無彊ニ顯揚スル
所以ニシテ皇國ノ干城トシテ將亦本宗ノ僧侶トシテ正ニ其
ノ本分ヲ完ウセルモノト謂フヘキナリ

茲ニ一辨香ヲ備ヘ虔テ弔意ヲ表シ以テ品位ヲ増崇ス
貴師今次ノ支那事變ニ大命ヲ奉シテ聖戰に參加シ忠烈奮
闘常ニ他ノ範トナリ重任遂行中其ノ職ニ殉セラル洵ニ哀惜
ノ情ニ堪ヘス 然レ共貴師盡忠報國ノ功果ヘ東洋和平ヲ永
遠ニ將來シ大死一番ノ採用ハ帝國ノ光威ヲ無彊ニ顯揚スル
所以ニシテ皇國ノ干城トシテ將亦本宗ノ僧侶トシテ正ニ其
ノ本分ヲ完ウセルモノト謂フヘキナリ

大命ヲ奉シテ今次ノ事變ニ出動セラレ日夜硝烟ノ間ヲ
馳驅シ奮戰中遂ニ其ノ任ニ殉セラル 淳ニ痛恨ナリト
雖モ又以テ名譽ノ至極ト謂フヘシ
想フニコノ大死一番大活現成ノ機用ハ即チ是レ帝國ノ
光威ヲ無彊ニ顯揚シ東洋ノ平和ヲ永遠ニ將來スルモノ
ナリ 而シテ其ノ榮譽アル勳功ハ正ニ千載ニ朽チサル

年月日

大本山永平寺貫首 秦 慧 昭
勅賜大規正信禪師 伊 藤 道 海

(註一) 僧侶應召者慰問

合 同 葬 諸方に舉行せられるやうになつたので、これに對する方法は左の「告示」の如く舉行することになつた。

告示第二十九條

今次ノ支那事變ニ於ケル本宗檀徒信徒ノ戰死又ハ之ニ準スル死亡者ノ會葬並弔詞ノ件ニ關シテハ自今左ノ通心得ラルヘシ

一 多數戰死者ノ合同葬儀又ハ殊勳者ノ葬儀ニ際シ特ニ

本宗代表者ノ會葬必要アル場合地方宗務所長ハ本宗ヲ代表シ會葬ノ上管長ノ弔詞ヲ代讀スヘシ其ノ會葬

經費ヘ地方宗務所ノ負擔トス

但各鎮守府並要港部へ前項ヨリ除外ス(註二)

二 一般戰死者又ハ之ニ準スル軍人軍屬ノ葬儀アル場合

其ノ地方軍人布教師ハ勿論其ノ近隣寺院住職ハ成ルヘク會葬ノ上弔意ヲ表スヘシ但兩大本山貫首代理又ハ管長代理ノ名儀ヲ以テ會葬シ又ハ弔辭ヲ呈スルコトヲ得ス

三 戒名ハ其ノ菩提寺ヨリ授與スヘキモノナレトモ戰死

又ハ之ニ準スル軍人軍屬ニシテ生前ヨリ戒名授與ヲ希望シアル者ニ限り其ノ菩提寺ヲ通シ申請有之場合ニハ審議ノ上管長ノ慈慮ヲ乞フコトアルヘシ但院號及居士號ハ將校並同相當官ニ限り其ノ他ノ者ハ菩提寺ノ權限トス(註二)

四 戰死者又ハ之ニ準スル軍人軍屬ノ遺骨送還セラルヲ聞知シタル場合ニハ成ルヘク適當ナル場所ニ出迎ヘ弔意ヲ表スヘシ

昭和十二年九月十五日

總務、各部長

(註一) 鎮守府並に要港部に限つては最寄の相當なる寺院住職を當らしむることになり、左の寺院に依頼した。
吳鎮守府 廣島市國泰寺 西澤天海
横須賀ノ 横須賀市良長院 岡田大道
佐世保ノ 佐世保市西方寺 高木龍法
(註二) 戒名の問題は各地寺院における習慣を重んじ、

大體において菩提寺の意嚮を尊重する意味で、三項規定の他は全然自由なる立場をとつた。或る地方では法階贈補の如く、家格によつて既得の稱號あれば一級を進める(例へば居士號を許してゐる家にあつては特に院號を授與するが如し)。或は一律に院號を許すもの等々區々である。或地方では院號に對して相當の志納金を強要したので問題を惹起した寺院もある。

中央に於て戰死者に對しては特に「殉」の字を戒名中に加へよとの注文も、或る方面から出たのであるが、本宗にあつては、これらも含めて戰死者の戒名には自由主義をとつて動かなかつた。いろ／＼の紛争が諸方にあつたに鑑み、この方策は賢明であつたと思ふ。

御慰問パンフレット

管長貌下の御執筆にかかる、出征將兵各位、傷病將士各位、及御遺族各位の二種のパンフレットヲレットを當時各々十萬發刊して廣く配布した。左記公示はこれらの消息を物語るものである。

公示 昭和十二年十月一日宗報所載

○檀信徒應召者ニ對スル慰問狀下附申請ニ就テ

教學部内

臨時時局課

祈願追弔法要嚴修

十月三日、管長貌下親香の下に

大本山總持寺に於て、皇威宣揚將士健全武運長久祈願大般若會が、引續き支那事變戰死病歿者の大施餽鬼會が伊藤貫首貌下親修の下に嚴修せられた。

更に午後六時よりは九段軍人會館に於て、時局大講演會が開かれ、管長貌下、澤木老師及宗外講師には大久保少佐中野正剛氏等が出演し、朝日新聞映畫班の事變ニユースが紹介せられ、滿堂立錐の餘地なき盛況を示した。

祈願會、追弔會疏

○國威宣揚祈願會疏

右、伏惟

神通無礙之靈光、

理趣不斷之妙德、

般若智火炎炎、

影向銀翼片片、

十方至聖諸天善神、

四百餘州庶民黎首、

此故

自照、
專護、
燒、
開、
施、
伏、
威、

右、窃惟

威德靈昭

佛德最尊

法恩深廣

旭旗飄、

諸天冥鑑
維時昭和……比丘某甲謹疏

真功如磁吸鐵、靈德似影隨形、
露堂面目現前占東亞和平之確保、
明歷歷魔障退散得帝國精神之振興、
專祈、
國威宣揚永放旭日瞳瞳之光彩、
武運長久高仰富獄巍巍之雄姿、
唯願、
天壤脈脈皇風、恩威並異域、國運益進展、
日月昭昭佛德、悲智共遍陣營、軍氣愈軒昂、
謹疏

○戰死者追弔會疏

右、窃惟、
清淨常照光明不斷之寶座、
慈悲頌藪忠勇無雙之英靈、
或南進又北擊、

めに收錄す。

管長貌下の慰問巡錫

管長貌下には内地各師團並鎮守府を慰問及皇軍戰捷祈禱會親修を發意せられたので、全國布教管理及全國宗務所長に對して次の宗達乙と告示が發せられた。

宗達乙第十一號

全 國 布 教 管 理
全 國 宗 務 所 長

今般管長貌下ニハ告示第三十一號ノ通内地各師團並鎮守府ヲ慰問巡錫セラル、ニツキ左記條項悉知ノ上合議適宜ノ措置ヲ講セラルベシ
一 同一師團管下ノ各布教管區ニ於テハ師團司令部又ハ鎮守府所在地ノ布教管理中心トナリ成ルベク師團司令部又ハ鎮守府所在地ニ於テ管長貌下親修ノモトニ
皇軍武運長久大般若祈禱會竝支那事變戰死者追悼會ヲ嚴修ノコト
一 前項法會修行ノ因ニ國民精神總動員大講演會ヲ開催シ時局相應ノ布教ヲ爲スベシ出演講師ハ隨行長ノ外
以上兩疏は貌下親修法要に於て敬誦せるもの、参考のた

各地方ニ於テ適宜依頼ノコト

昭和十二年十月一日

總務・教學部長

告示第三十一號

今般管長猊下ニハ内地各師團並鎮守府慰問及皇軍戰捷祈

禱會ノ親修ヲ發意セラル 依テ巡錫日程ヲ茲ニ告示ス

昭和十二年十月一日

總務各部長

管長猊下巡錫日程

十月三日	東京	横須賀鎮守府 近衛師團
十月十日	旭川	第七師團
十月十三日	弘前	第八師團
十月十六日	仙臺	第十四師團
十月十九日	宇都宮	第九師團
十一月八日	金澤	第三師團
十一月十一日	名古屋	同

- 14 -

(×)印は猊下の已むを得ざる御都合にて代理を派遣せられたるを表す。代理は善通寺へは今井總務これを勤め師團所在地以外では靜岡の特請によつて高階瑞仙師が代行せられた。

尚、左記は遠隔の地なるを以て管長代理を派遣せられたるものである。

皇軍慰問使管長代理並隨行名

(慰問使名)	(慰問地方)	(任命月日)	(隨員名)
今井誠城	上海南京方面	三、三、八	谷口虎山
同	杉江德庵	同	同

大森禪戒 臺灣駐屯軍 三、二、九

高階瑞仙 北京、天津方面 三、二、五

奥村洞麟

山田奕鳳 朝鮮駐屯軍 三、三、八

高階瑞仙 青島、濟南 三、八、一

成田大兆

徐州方面 三、八、一

高田良三 廣東、廈門方面 四、一、三

田中應海

國民精神總動員と本宗 國民精神總動員運動は銃後

強化運動の主流であるが、その主張する内容は、文部の發表に從へば次の如くである。

「今や文字通り非常時局に直面し茲に國民精神總動員を實施せんとするのであるが、我々國民は先づ第一に、尊嚴として萬邦無比なる國體の本義を益々闡明し、日本精神を發揚しなければならない。我々は此の時局に處して忠君愛國、盡忠報國の精神を振起して、これを國民の仕事の上に又日常の生活の上に反映し實踐して、以て非常時局に對應し得る國民生活の根幹を培ふべき秋である。即ち、敬神崇祖、和衷協同、義勇奉公の誠を以て、舉國一致、これを單なる一時的の昂奮に止まらしむることなく、此の時局が永

續すればする程、國民は益々確固たる信念と決意とを堅持して進まねばならぬ。

次に日本精神の昂揚に依つて國民志氣の振作を圖らねばならぬ。これには社會の風潮を一新して質實剛健、進取の風を馴致し、一段と國民生活を真摯ならしめ、苟くも輕佻浮薄萎微退變の風あらしめてはならぬのであつて、我々は今後相次いで起るべき幾多の難局を斷乎として克服し、打開するの氣力と共に實力を充實しなければならない。これが爲には我々は勤勉力行、生活を一段と緊張せしめ、享樂的頹廢的氣風の排除に努め、小我を捨てゝ大我に就くの精神の體現を圖らなければならぬ。

以上の様にして日本精神を發揚し、社會風潮を一新すると共に、銃後の後援を更に強化持續し、又進んで非常時經濟政策へ協力を爲し、同時に資源の愛護に努めると云ふのが、此の度の國民精神總動員の主なる目標である。」(週報第四十八號四頁より)

以上の趣旨によつて國民精神總動員運動は展開されるこ

となり、昭和十二年九月十八日、文部省より本宗管長に對し、次の要綱の依命通牒があつた。

國民精神總動員實施ニ關シ九月十日付ヲ以テ文部次官ヨリ通牒ノ次第有之タル處右ニ付テヘ左記要綱ニ準據シ之ガ實踐ノ徹底ヲ期セラルルヤウ致サレ度依命此段及通牒

記

一、教宗派及教團

- (一) 各教宗派及教團毎ニ實施計劃ヲ作成スルコト
- (二) 各教宗派及教團毎ニ成ルヘク委員ヲ設ケ指導及督勵ニ努ムルコト
- (三) 寺院教會及檀信徒ニ對シ達示シ或ヘ住職、教會所主任等重立者ノ協議會ヲ開催シテ趣旨ノ徹底ヲ圖リ實施ノ打合セヲ行ヒ遺憾ナキヲ期スルコト
- (四) 印刷物ノ配布及機關紙ノ利用等ニ依リ趣旨ノ普及及指導督勵ヲ圖ルコト
- (五) 各種ノ行事集會等ヲ必ス本總動員ノ趣旨ニ合致セシメテ行フコト
- (六) 檀信徒ヲ對象トスル大會講演會等ヲ開催スルコト

以上の通牒に接したので、次の告諭及諭達が發せられるに至つた。

告諭

(七) 寺院教會ニ於ケル祭典法要其他各種行爲ヲ質質ニシ不急工事及募金ヲ中止シ檀信徒ニ對シテハ冠婚葬祭等、質質化ヲ獎勵スル等冗費節約貯蓄獎勵ニ努ムルコト

諭達

(八) 實施ニ當リテハ常ニ府縣市町村其ノ他ノ官公衙並ニ他派及教育教化團體等トノ連絡協調ニ留意スルコト

(七) 宗教教師講習會ヲ開催シ特ニ日本精神ノ發揚及時局認識ノ徹底ヲ圖ルコト

(八) 實施ニ當リテハ常ニ府縣市町村其ノ他ノ官公衙並ニ他派及教育教化團體等トノ連絡協調ニ留意スルコト

二、寺院教會

- (一) 寺院教會ニ於ケル實施へ特ニ其ノ中心ヲ宗教教師ノ率先躬行ニ置キ之ガ徹底ヲ期スルコト
- (二) 祀典法要等各種行事說教講話ノ際ニヘ必ズ本運動ノ普及徹底ヲ圖ルコト
- (三) 祀、坐禪、觀法等宗教的行ヲ普及シ確固タル宗教的信念ヲ涵養シ堅忍持久困苦缺乏ニ堪フルノ心身ノ鍛錬ニ努ムルコト
- (四) 檀信徒ヲシテ戶主會青年會婦人會等ヲ結成セシメ其ノ活動ニ依リ各種共同作業ヲ營ムト共ニ社會風潮ノ一新ヲ圖ルコト
- (五) 寺院教會ノ經營スル社會事業ヲ擴充強化シ隣保相扶ノ實ヲ擧ゲ銃後ノ後援ノ強化持續ヲ圖ルコト
- (六) 寺院教會ノ祠堂金積立金等ヲ以テ國債ニ應募スル

昭和十二年十月一日
管長 鈴木天山
總務、各部長

- 等非常時經濟政策ヘノ協力ヲナスコト
- (七) 寺院教會ニ於ケル祭典法要其他各種行爲ヲ質質ニシ不急工事及募金ヲ中止シ檀信徒ニ對シテハ冠婚葬祭等、質質化ヲ獎勵スル等冗費節約貯蓄獎勵ニ努ムルコト

(八) 實施ニ當リテハ常ニ府縣市町村其ノ他ノ官公衙並ニ他派及教育教化團體等トノ連絡協調ニ留意スルコト

(九) 特ニ告諭ヲ發セラレタリ依テ各自ヘ切ニ慈慮ヲ體シテ左記ニ準據シ該運動ニ參加シ其ノ遂行ニ努力スヘシ

- 一 本宗ノ國民精神總動員ニ對スル教化方針左ノ如シ
一 尊皇崇祖 盡忠報國 一 堅忍持久 質質剛健
- 一 減私奉公 銃後強化 一 冗費節約 國債應募
- 一 興禪護國 行持報恩
- 二 地方布教部委員長ハ各委員ヲ會同シ地方ノ實情ニ即シ適切ナル方策ヲ樹テ地方布教部布教師ヲシテ各教區ニ巡教セシムヘシ。

納義ニ告諭ヲ發シテ今次ノ支那事變ニ對處スルノ方途ヲ講セシメタリ 政府ハ銃強強化ノ一方策トシテ國民精神總動員ヲ發令セラルコレ國體ノ本義ニ即シ盡忠報國質質剛健以テ東洋ノ平和ト國家ノ興隆ニ資センガ爲メナリ而シテ其遂行ニ至リテヘ一面當路ノ爲政ニ俟ツト雖他面國民ノ自力發奮ニ依ラサルヘカラサルナリ

闖宗ノ道俗克ク政府ノ趣旨ヲ體シ世上思潮ノ動向ヲ察知シ宜シク兩祖大師綿密ノ宗風ニ鑑ミ寺院ノ實情ト國民ノ生活トヲ考慮シ徒ニ高速发展ノ理想ニ趨リ空論ニ傾ク

三

各教區長へ別記要綱ニ準據シ教區寺院ト計リ各市町村ヲ中心トスル實行委員會ニ合流加盟シ隨所爲主ノ禪的信念ヲ以テ本運動ノ目的達成ニ努ムヘシ

四 政府所定ノ社會風潮一新生活改善標語ヲ適宜利用スヘシ

シ

昭和十一年十月一日

總務、各部長

管長 鈴木天山

總務、各部長

因に、曹洞教會の「星華」は昭和十二年九月號を「時局號」として、又同十一月號を「國民精神總動員號」として各々特輯し、本運動に對して微力を盡して支援したのである。

二、曹洞宗事變對處局の特設

臨時々局課では單に手不足であるばかりでなく、事變の全貌が當初とは質的にも量的にも著しい相違を示したので、これに對處してゆかねばならぬことになつた。ここに課を廢して局とし、事務の組織化と人員の充實とが必然の趨勢として實現したのである。即ち、事變對處局の出現と

なつた次第である。昭和十二年十一月五日左記の如く宗令を發布し、施行細則發布の日である十一月十五日より施行することになつた。

宗令第二十六號

今般曹洞宗事變對處局規則ヲ左ノ通制定シ之ヲ發布ス

昭和十二年十一月五日

總務、各部長

管長 鈴木天山

總務、各部長

曹洞宗事變對處局規則

第一條 曹洞宗務院ニ事變對處局ヲ特設ス

第二條 本局ハ今次事變ニ對處スヘキ諸般ノ事項ヲ研究企畫シ執行スルヲ以テ目的トス

第三條 本局局長一名常任委員一名委員二名常任參與四名參與若干名參務若干名幹事一名書記若干名雇員若干名ヲ置ク

第四條 局長へ總務ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員へ教學部長ヲ以テ之ニ充ツ

委員へ庶務部長財務部長ヲ以テ之ニ充ツ

常任參與へ參與中ヨリ局長之ヲ委嘱ス

參與へ全宗會議員ヲ以テ之ニ充ツ

參務へ全國各宗務所長ヲ以テ之ニ充ツ

幹事書記へ局長之ヲ任命ス

第五條 局長ハ本局ヲ統裁シ會議ヲ開閉ス

常任委員へ局長ノ命ヲ受ケ一切ノ事務ヲ總理ス

委員へ本局ノ取扱フ事務ヲ審議シ庶務ヲ處理シ内一名ハ

特ニ財務ヲ掌ル

常任參與參與並參務へ別ニ定ムル處ニ依り常任委員ノ要

求ニ應ジテ諸般ノ事務ニ參畫シ實行ス

幹事へ常任委員ノ命ヲ受ケテ事務ヲ處理ス

書記へ幹事ノ命ヲ承ケテ事務ニ從事ス

第六條 本局ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 從軍

一 恤兵

一弔祭

一 講演會

附 則

第十條 本局ノ事業並事務細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 本規則ハ施行細則發布施行ス

○宗達乙第十三號

今般曹洞宗事變對處局事業並事務細則ヲ左ノ通制定シ茲ニ之ヲ發布シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年十一月十五日

總務、教學部長

曹洞宗事變對處局事業並事務細則

第一條 局長へ必要ニ應シテ役員會ヲ開キ本局規則第六條

ニ定ムル事業ノ研究企劃實行ニ就テ協議ス

招集スル役員ノ範圍ハ其ノ都度局長ニ於テ之ヲ定ム

ニ從ヒテ事業ニ從事ス

第二條 參與及參務ハ局長ノ諸問ニ應シ且當任委員ノ指揮

ル適當ナル施設ヲナサシム

第三條 本局ハ役員會ノ決議ニ依リ樞要ノ地ニ稿軍ニ關ス

ル適當ナル施設ヲナサシム

第四條 局長ハ各地軍人布教師ヲシテ其ノ地方參務ノ協議

ニ參加セシメ慰問弔問其ノ他ノ事業ニ從事セシム第五條

本局ノ決議事項ハ地方參務ヲ通シ各教區長ヲ經テ各寺ニ

徹底セシム

第五條 國民精神總動員ニ關スル事務ハ總テ本局事務ニ包

含ス

第六條 本局ノ役員ハ名譽職トス但シ常務者ニ限り多少ノ

手當ヲ支給スルコトヲ得

本局ヨリ出張スル者ニハ旅費規定ニ依ラスシテ總テ實費

辨償ヲ爲ス

以上の事變對處局規則の中、第六條の事業を見るに、支

那に於ける開教事務ともいふべきものが、一項として擧げられないで、其の他必要なる事項の中へ含まれてゐることは注意に値すると思ふ。

開教事務はいづれの期間においても重要不可缺であることはいふまでもないが、對處局の特設に當つては殊に詮議せられた筈である。しかも尙、この重要な條件が明示せられなかつたのには相當の理由がなくてはならぬ。何がかくさせたかの追求をここで爲すべきであるが、暫くそれは觸れぬことにしよう。

かくてともあれ、昭和十二年末に到つて臨時々局課は自然に解消し、對處局が成立したことは一段の發展であり、特筆に値することであらう。十二年の幕が閉ざされるに當り當時の現地布教所の概況を略述すれば左の通りである。

現地布教所

現地開教のこととは一般に知られてゐる通り、事變以前は一つの困難性が横たはつてゐた。それは例の布教權の獲得が永い懸案であり、獲得運動が續けられたにも拘らず、牢固たる關鎖の中に閉ぢ込められ、日本佛教は一般に支那佛教から閉出しを喰つてゐたのである。從

つて各局とも事變以前に抄々しく自由に布教の手足を展べるわけにはゆかなかつた。歐米基督教に比して日本佛教の進出が著しくおくれた重要なポイントは茲にあつた。その困難の中にあつて一種の壓迫を克服しながら、據點が得られる毎に進出の足を展べたことも事實である。これら的事情の中にあつて遠き將來に望みをかけつゝ現地に開教せんと蟠居せる一部の人々の意氣は壯とすべく、その努力は多とせねばならぬ。

わが宗における事變前よりの開教地及び主任を擧ぐれば僅かに左の如くである。

天津 観音寺 花井嶺松	上海 長德院 成田芳齋
濟南 大覺寺 中泉智法 同 観音堂 中村全明尼	溜川 布教所 山下默應

この他事變以後に任命せる軍人布教師現地布教師等は別項に一括してこれを擧げることにする。事變直後大連の若

本德溫師は從僧二名を引き具して、態々北支へ出張を願つたが一報告を投じて引き上けられた。その後暫く北支にも中支にも中心的人物を任命することなく、後段に述べる布

三、事變第二年を迎へて

總務、各部長

昭和十三年は事變第二年である。事變下の新年に際してと題し近衛首相は述べられる「歴史は既に轉換の第一頁を

くり擴けたのである。抗日と、共産黨の傀儡化せる支那は

今や凡て抹殺さるべき運命にあり、その後に来るべきものは東洋民族本然の姿に立ち還つた近代國家支那でなければならぬ。蓋し、日本の存立も、支那の幸福も、外國の利益も、かくて初めて安泰たり得るのである。日本はかくの如き支那の建設にこそ満腔の協力を致さんとするものであり、又日本の求むる支那問題解決の究極目的は、實に之を指して他には絶対ないのである。(週報第六四號一四頁)

東亞新秩序の建設といふ明確な語は未だ出てゐないが、

東洋民族本然なる姿の支那の建設に協力するのだといふ力強い字句が明らかに見えるやうになつた。これは注目すべき進展であらねばならない。

しかしながら宗にあつては對處局の成立早々で、これから人的陣容を整へねばならぬ程度である。新年に際して先づ爲されたのは、十二年度立案の左記宗法案が宗會を通過したのでこれが發布を急ぐことであつた。

應召軍人の住職地寺院の宗費減免 事變に應召せられし住職地寺院における宗費減免の宗法は一月一日發布せ

られた。

宗法第七號

今般曹洞宗費特別減免法制定ノ件左ノ通曹洞宗々會ノ協賛ヲ經且文部大臣ノ認可ヲ得タリ依テ茲ニ之ヲ發布シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年一月一日

管長 鈴木天山

總務、各部長

曹洞宗宗費特別減免法

等一條 宗務院ハ今次支那事變ニ應召セル軍人軍屬ノ住職地寺院負擔ノ宗費賦課金ヲ左ノ通減免ス但シ兼務住職地

ニ賦課セラレタル宗費ニ就イテハ此ノ限ニ在ラス
一、一級ヨリ二十五級迄其ノ賦課宗費ノ全額ヲ免除ス

二、二十六級ヨリ三十五級迄各其ノ級階ニ規定スル箇數ノ半數ニ相當スル級階ニ引下クルモノトス

第二條 前條ノ免除及輕減賦課ハ應召ノ日ニ始マリ召集解除ノ日ノ次ニ來ル納期一期ニ及フモノトス

第三條 此ノ減免ニ依ル計算ハ凡テ之ヲ決算ニ明示スヘシ

事變對處局の陣容

事變對處局の成立と共に既に、總務今井鐵城師は局長に、教學部長奥村洞麟師は常任委員に、庶務部長谷口虎山師及財務部長平澤高岳師は委員に就任し、其他常任參與に來馬琢道、野口蓮生、須田貫孝、平賢孝の各師(十二年十一月十五日任命)が、幹事に村上道隆師が、書記に大島康清、稻村一翁兩師が夫々(一月十一日附で)任命せられた。ここに陣容は全く整つたのである。

村上幹事によつて諸般の企畫が立案され對處局としての面目は宗の内外に輝かしいものであつた筈だ。しかるに可惜乎、村上幹事は早くも四月十日には事故の爲め辭任せられ後任としての専任幹事は遂に本年中補充されず、教學部成田主事が兼任することになつた。引續き大島書記が陸軍特務機關へ轉出したので、その後任には福島書記が補任された。この間雇員の移動も若干あるがこれは省略したい。尚十三年九月には野口、須田、平師に代つて岩本勝俊、鱗原泰全、西澤浩仙兩師が常任參與となり、三轉して十四年十月鱗原西澤兩師に代て武藤文英、横川良田師が就任した。

特別布教 本布教の目的は左記宗達に示されたる通り、宗旨を宣揚することは勿論であるが、國民精神總動員の強調に參加することであり、告諭の敷衍を爲さしむることにあつた。この特別布教の特色とするところは、布教師に謂はゞ本宗の權威者を網羅したこと、そして對處局よりはボスター二種類都市向き、農村用を作製し、パンフレット「難局の突破と淨信の堅持」「人々各自の大神通」を用意して教場へ配布したことにある。

宗達甲第一號

今般時局ニ鑑ミ宗旨ヲ宣揚シテ以テ銃後教化ノ本分ヲ完ウシ國民精神總動員強調ニ參加協力スルノ目的ヲ以テ全國各布教管區及北海道ニ布教師ヲ派遣シ特別布教ヲ實施セシメラル依テ其ノ巡回區域及日程ヲ定ムルコト左ノ如シ 尚ホ布教師へ左記表示ノ縣順ニ依リ巡回スルモノトス 受持布教師ノ姓名へ追テ告示ス

昭和十三年一月十五日

總務、各部長

告論

國家非常ノ時局ニ際會シ億兆一心ノ奉公ヲ發揚スルニ
臨ミ衲茲ニ恭シク佛祖ノ照鑑ヲ仰キ専ラ

大本山永平寺貢首 勅賜大規正信禪師

大本山總持寺貢首 勅賜無邊光照禪師

ノ慈意ヲ體シ普ク闡宗ノ道俗ニ告ク

夫レ利生報恩ヘ高祖承陽大師ノ垂訓ニシテ平常心是道
ハ太祖常濟大師ノ慈誨ナリ之ヲ修證シテ受用不盡ナル
ヘ本宗正傳ノ妙旨ニシテ生佛一如ノ現成ナリ

惟フニ帝國ヘ夙ニ東亞ノ安泰ヲ望ミ日支兩國相提携シ

世界平和ノ根基ヲ確立セント欲シ深ク戰禍ノ擴大ヲ戒

メテ速カニ文化ノ紹復ヲ圖レリ是レ今次聖戰ノ職由ス

ル所ニシテ終始一貫ノ國是ナリ本宗亦皇國ノ大方針ニ
依準シテ皇軍ノ武運長久ヲ祝禱スルト共ニ戰死將兵ノ

英魂ヲ弔慰シ廣ク怨親ヲ資助シ國威ノ宣揚ニ努メタリ
斯ノ如キハ固ヨリ 陛下ノ稜威ニ賴ルト雖モ抑モ亦忠
勇ナル我將兵ノ奮鬪ニ非サレハ奚ソ能ク此ニ至ランヤ

況ニ至仁至聖ナル教旨ハ即チ佛陀折伏ノ一門ヲ開キ

テ降魔ノ利劍ヲ揮ヘシムルノ大慈悲心ト其ノ揆ヲ一ニ
シ淘ニ日本佛教ノ光輝尊皇護國ノ闡發シタルモノトシ

テ國民ノ最モ感激スル所ナリ

加之今次政府ヘ國民精神總動員ヲ強調スルト共ニ更ニ
内外ニ重大聲明ヲ發シテ國是不退轉ノ決意ヲ明ニシ國
民ニ堅忍持久ヲ昂揚セラル冀クハ闡宗ノ道俗深ク此ノ
旨ヲ體得シ以テ盡忠報國ノ行持ヲ行取シ滅私奉公ノ常
心ヲ把握シ宜シク統後國民ノ本分ニ津勵センコトヲ

昭和十三年二月一日

管長 鈴木天山

總務、各部長

論達

今般國民精神總動員昂揚運動ニ對シ本宗トシテハ之ニ參加
協力スル爲特別布教實施ニ方リ特ニ告諭ヲ發セラル依テ各
自ハ切ニ慈慮ヲ體シ左記ニ準據シテ該運動ニ盡瘁シ其ノ目
的ヲ達成スヘシ

猶國民精神總動員第二回強調週間實施ニ關シ別記寫ノ通文
部次官ヨリ通牒之有タルニ付適宜之ガ趣旨ノ徹底ヲ期スヘシ

就キ布教スルコト

昭和十三年二月一日

總務各部長

特別布教派遣布教師名は左の如し。

(氏名) (住職地) (布教地域) (布教日程)

門脇探玄 善福寺 東京、神奈川、静岡

福井天章 真如寺 山梨、長野

吉村雄鳳 龍海院 愛知、三重、岐阜

宮坂詰宗 穎水寺 滋賀、京都

山田靈林 (前)正宗寺 和歌山、奈良、大阪

中根環堂 福昌寺 德島、高知、大分

江川太禪 清光寺 熊岡、佐賀、長崎

保坂玉泉 (前)觀音寺 新潟、福井、富山、石川

山上曹源 蓮光寺 埼玉、茨城、群馬、千葉

大洞良雲 林泉寺 北海道、岩手

- 四 本年一月十五日附宗達甲第一號ニ據ル管内布教ニ際シ
テハ當該教區ノ教區寺院へ全部參集隨喜シ且當日ヘ必
ズ戰勝祈禱、戰歿將兵慰靈等ノ法令ヲ勤修スルコト
五 軍人布教師、各曹洞宗布教師へ右ノ特別布教、管内布
教ニ協力スルト共ニ更ニ各受持部隊若ヘ團體其ノ他ニ
コト
- 四 本年一月十五日附宗達乙第一號ニ據ル管内布教ニ際シ
テハ當該教場ノ宗務所管内寺院へ全部參集隨喜シ且當
日ヘ必ス戰勝祈禱、戰歿將兵慰靈等ノ法會ヲ勤修スル
コト

國民精神總動員

第二回強調週間

文部次官より管長宛、國民精神總動員、第二回強調週間實施要綱が

依命通牒せられた。要綱によれば昭和十三年一月十一日(紀元節)より一週間に亘り日本精神の昂揚を強調し、社會萬般の上に具現せしめんとするにある。特に誤まれる個人主義、自由主義、功利主義、唯物主義の打破に努めしむるにありと要領は示してゐる。

そこで本宗に於いては、一月十五日附にて左の通り宗達乙第一號を以て全國各宗務所管内布敎部委員長に通告し、該運動に協力參加方を命じた。

宗達乙第一號

全國各宗務所管内布敎部委員長

國民精神總動員第二回強調週間設定ニ關シ昭和十二年十二月二十四日附文部次官ヨリ通牒ニ接シタリ依テ各自ハ深ク

現下ノ時局ニ鑑ミ宗旨ヲ宣揚シテ以テ銳後教化ノ本分ヲ完

ウシ國民精神總動員ノ實効ヲ舉クル爲メ左記要領ニ依リ管

内布教師ヲシテ各教區ニ巡敎セシメ以テ該運動ニ協力參加

セラルヘシ

左記

國民精神總動員強調週間管内布敎要領

一 管内布敎實施ノ期間ハ二月十一日ヨリ二月十七日(國民精神總動員強調週間)ノ一週間トス

二 管内布敎ノ教場へ一教區一教場ヲ原則トシ寺院多數ノ教區ニ在ツテハ適宜二教場以上ヲ設クルコト

三 教場所在ノ教區寺院へ當日全部參集隨喜シ且ツ戰勝祈禱會追弔法會等ヲ勤修スルコト

四 教場ニ對シ「パンフレット」等ヲ下附スルニ付當日參集ノ聽衆ニ頒布スルコト

五 左ノ件至急決定シ一月三十一日マテニ宗務院内「曹洞宗事變對處局」宛届出ツルコト

(イ) 教場及日程

(ロ) 布教師ノ氏名

昭和十三年一月十五日

以上

布敎總監部特設

支那布敎總監部を設置せよの聲が

今般曹洞宗海外布敎法施行規則ヲ左ノ通制定シ茲ニ之ヲ發布ス

昭和十三年六月一日
管長 鈴木天山
總務、教學部長
總務、各部長

第一條 宗務院ハ曹洞宗海外布敎法第一條ニ依リ北米合衆國ニハロサンゼルス 布哇ニハホノルル 中華民國ニハ北京竝南京ニ夫々布敎總監部ヲ置ク但シ中華民國ニアリテハ當分ノ内便宜ノ場所ニ之ヲ設置ス

第二條 前條ノ布敎總監部ヲ曹洞宗アメリカ布敎總監部曹洞宗布哇布敎總監部曹洞宗北支布敎總監部曹洞宗中支布敎總監部ト稱ス

第三條 布敎總監部ニ左ノ職員ヲ置ク
布敎總監 一名

主事 一名
書記 若干名

分便宜所屬せしめられると思ふ。

宗令第五號

第四條 布敎總監ハ其ノ地方ニ於ケル官廳公共團體等ニ對

シ兩大本山ヲ代表シ且ツ管區ヲ代表ス

第五條 布教總監ハ其ノ部職員布教師及布教師補ノ任免及
轉任ニ付宗務院ニ申請スルコトヲ得

第六條 布教總監ノ管掌スル事務概目左ノ如シ

一 布教師布教補及其ノ他ノ僧侶ヲ監督シ布教教育ノ事
務ヲ執行シ諸願伺届書ノ審査並輿書進達ニ關スル事
項

二 僧侶並檀信徒ノ功過ヲ監査シ之ヲ宗務院ニ具狀スル
コト

三 寺院布教所ノ財產及營造物ヲ監督スルコト

四 官廳公共團體又ヘ他宗派トノ交渉事項

五 其ノ他法規令達ニ依リ其ノ職權ニ屬スル事項

第七條 主事ヘ其ノ布教總監ノ指揮ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ處
理シ布教總監ニ事故アルトキヘ其ノ職務ヲ代理ス

主事ヘ布教師ヲ兼任スルコトヲ得

第八條 書記ヘ上職ノ命ヲ承ケ記錄其ノ他ノ事務ニ從事ス
書記ヘ布教師ヲ兼任スルコトヲ得

第九條 書記ヘ上職ノ命ヲ承ケ記錄其ノ他ノ事務ニ從事ス
書記ヘ布教師ヲ兼任スルコトヲ得

第十條 布教師布教師補ハ其ノ布教總監ノ指示又ヘ許可
ヲ得シテ一ヶ月以上ニ亘り任地ヲ離ルルコトヲ得ス

第十一條 布教總監ハ宗務院ノ命令ニ非ラシテ三週間以
上ニ亘リ任地ヲ離ルル場合ニハ豫メ宗務院ノ許可ヲ受ク
ヘシ

布教師又ヘ布教師補ヲ任命駐在セシム

第十條 布教師布教師補ハ駐在地ノ寺院ニ住職シ又ヘ駐在
地ノ布教所主任若ヘ寺院布教所詰員ヲ兼任シテ宗務院及
布教總監ノ指揮ヲ承ケ布教ノ事業ヲ掌理ス

第十一條 布教總監ハ宗務院ノ命令ニ非ラシテ三週間以
上ニ亘リ任地ヲ離ルル場合ニハ豫メ宗務院ノ許可ヲ受ク
ヘシ

則ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 本規則ニ規定セサル事項ニシテ本規則ニ準用シ
得ヘキモノハ曹洞宗特別寺院法及曹洞宗海外布教法ノ定
ムル所ニ依ル

第十七條 本規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

事變滿一周年を迎へて 事變一周年に際し全國民に
訴ふといふ題で近衛首相が述べられた處を要記すれば次の
通りである。

「この國家存亡の重大なる事實に直面する時、國民は目前
の勝利に酔ひ、意を安じてゐることは出來ないのであります
。この度の事變は名は支那事變であります、相手は必
ずしも蔣政權のみではありません。そのうしろには、實に
復雜多様なる國際間の利害關係がからみ合つてゐるのであ
りますから、事情は決して簡単ではないのであります。國
民諸君はよくこの間の情勢を見きはめて、現下の事變に對
處してもらはなくてはなりません。

そもそも近代戰爭は、砲煙のみなぎる戰場だけが戰場で
はありません。銃を取り、劍を振ふ人々のみが戰士ではあ
りません。

りません。一旦戰争を始めたからは、よし、砲彈の飛びか
ふ地域は海の彼方であらうとも、わが國土全體もまた戰場
なりとの、緊迫した觀念を持たなくてはなりません。身に
銃剣を帶びずとも、田を耕す者も、糸をつむぐ者も、ヘン
マーを握る者も、事務机による者も、老いたるも、若きも
男も、女も、國を擧げて、われもまた戰士なりとの自覺の
上に立たないならば、この未曾有の時局を開拓することは
出來ないのであります。今日の戰争は、單に戦場における
武力戰だけで決するものではありません。それと併行し
て、經濟戰、思想戰、もまた實に有力なる素因をつくるも
であります。皇軍の將兵が敵前において、いかに目ざまし
い働きをしても、内國民の心にゆるみがあつては、容易に
最後の勝利に到達することは出來ないのであります。

われ／＼は戰場における將兵と一心同體となつて、物心
一如の國家總動員的體制を整備し、よつて以て、最後の榮
冠を獲得しなくてはなりません。この榮冠を獲得するまで
は、諸君は様々の困苦、窮乏に襲はれるであります。戰

(中略)

— 29 —

— 28 —

争に缺くべからざる軍需資材を充實させるためには、國民はその生活に幾多の不便を來すかもしません。しかしながら、諸君は常に戰地にある將兵の身を偲んで、あらゆる艱苦に堪へてもらはなくてはなりません。戰場にある人々は、生命を的にして、國家のために奮闘してゐるのであります。國內のわれ／＼もまた、いかなる困難を忍んでも、出征將兵のため、後顧の憂ひながらしめるやうに勤めることは、實に、國民の責務ではないでせうか。これは決して諸君にたゞ忍苦を強ひることではありません。これに堪へることによつて、かくの如き戰亂を、ふたゝび東亞の天地に於て繰返したくないと思ふからであります。勝ち抜くことによつて、將來における第三國の野望をおさへ、東亞永遠の平和を確立させたいと願ふからであります。

支那四億の民衆の中には、さすがに帝國の眞意を了解せる穩健質實なる人々が多數存在してります。彼等は暴逆なる蔣政權に代つて、北支においては臨時政府、中支においては維新政府を組織し、且つ着々その實績を擧げております。帝國は全力を盡して、この親日政府を援助し、以て

東亞平和の基礎を確實に築きあけなければなりません。これは實に日本帝國の歴史的使命であります。

しかしながら前述の通り、現下の情勢は複雑を極め、長期戰の態勢に直面してゐるのでありますから、わが國として今日の如く、重大なる時期はないのであります。ここにおいてか、舉國一致の叫びは起り、國家總動員が要望される所以なであります。けれども、舉國一致といひ、國家總動員といふも、單にかけ聲だけ、形式だけであつては、何の意味もありません。必ずしも人々を動員し、人々を集めることのみが國家總動員ではあります。農家は農家、實業家は實業家、婦人は婦人、學生は學生、おの／＼その本務とするところのものに、一層精勤されることにこそ、そのほんとうの意味があるべきであります。各人が各人の立場において、その職責を果すことこそ、すなはち、舉國一致の實を示すものであります。これより大なる御奉公、これより強い團結はなないのであります。各人は各人の有する技能、知識、天分を、この際いやが上にも有效に發揮することが望ましいのであります。當局は大乗

的見地より種々統制を行ひますが、同時に、國民個々の向上進展を待望してやまないものであります。」（週報第九〇號三一六頁より）

以上引用が若干冗長に亘つたきらいはあるが、當時の政府當局の國民に要望せられた意圖が充分汲みとれるのではあるまい。佛教各宗ではこれに應へ歩調を一にして、一絲亂れず大に佛教徒全體としての一周年記念報國法要を勤修しようとする建前から、左記の如き

聯合告達　が佛聯の手で發表せられ、本宗においては勿論これに協力し、七月一日附宗達甲第六號で各寺院住職に達示せられた。

宗達甲第六號

各寺院住職
今般支那事變勃發一周年記念日ヲ迎フルニ當リ左記ノ通各宗聯合ノ告達ヲ達示ス依テ各自へ其ノ旨趣ヲ諒承シ所期ノ目的ヲ完ウスルコトニ努メラルヘシ

昭和十三年七月一日

總務、各部長

聯合告達　が佛聯の手で發表せられ、本宗においては勿論これに協力し、七月一日附宗達甲第六號で各寺院住職に達示せられた。

宗達甲第六號

各寺院住職
今般支那事變勃發一周年記念日ヲ迎フルニ當リ左記ノ通各宗聯合ノ告達ヲ達示ス依テ各自へ其ノ旨趣ヲ諒承シ所期ノ目的ヲ完ウスルコトニ努メラルヘシ

謹ミテ

皇猷ヲ翼賛シ奉り、倍々報國ノ赤誠ヲ致シテ、躬ラ國民ニ清範ヲ示シテ、東亞將來ノ康寧ニ資スヘキハ勿論、今特ニ

事變一周年ニ際シ、佛教聯合會時局協議會ノ議決ニ基キ各宗派及寺院教會所ニ於テ實施スヘキ要項ヲ指示ス協心戮力努メテ遺憾無キヲ期セラルヘシ。

實施要綱

一、檀信徒講座其ノ他適切ナル方法ヲ以テ宗教的人格ノ育成及時局認識ノ徹底ヲ圖ルコト

一、國民精神總動員及勤儉貯蓄運動ニ協力シ檀信徒並ニ一般國民ニ對シ其ノ趣旨ヲ徹底スルコト

一、寺院、教會所等ニ於テハ來ル七月七日ヲ期シ單獨又ハ

聯合ニテ「支那事變一周年記念報國法要」ヲ勤修スルコト

一、寺院住職へ毎月十五日ヲ「感謝日」トシ、正午ヲ期シ

テ梵鐘ヲ撞キ以テ國民ノ感謝意義ヲ喚起スルト共ニ住職ハ出征軍人家族及遺族ノ慰問ヲナシ銃後ノ強化ニ力ムルコト

昭和十三年六月二十六日

各宗派代表者署名

銃後後援強化週間
十三年十月五日より一週間に亘

る銃後後援強化週間の實施については文部次官よりの通牒にもとづき、左記實施要綱を指令すると共に、九月發行の星華は「銃後強化號」として特輯した。
一、趣旨 銃後後援ニ關スル國民ノ認識ヲ深メ特ニ戰歿軍人ノ遺功ヲ偲ブト共ニ傷痍軍人及出征軍人等ニ對スル感謝ノ念ヲ昂揚セシメ併セテソノ遺家族等ニ對スル援護ノ完璧ヲ期セントス

一、實施要項

(一) 慰靈並祈願

(二) 隣保相扶ノ徹底

(三) 小國民ノ強化

(四) 軍人傷痍記章ノ傳達式舉行

(五) 善行者ノ表彰

(六) 接遇改善協議會ノ開催

一、實施上ノ注意

本週間ニハ質實ヲ旨トシ實踐上ノ效果ヲ收ムルニ重點ヲ置キ一時的ノ催シトセス永續性ヲ持タシムルコト

昭和十三年八月廿五日

事變對處局

これと前後して佛教聯合會では、皇軍感謝の精神強調に關し更に聯合告達を發して、毎月十五日を感謝日とし全國

の一齊に

報國托鉢 を修行することを申し合せ、辯說法をも併せ修する旨の協議がまとまり、本宗も同意協力して九月一日附、宗達甲第七號を發布した。

宗達甲第七號

各寺院住職

今般皇軍感謝ノ精神強調ニ關シ左記ノ通各宗聯合ノ告達ヲ

達示ス依テ各自ハ其ノ旨趣ヲ諒承シ所期ノ目的ヲ完ウスル

コトニ努メラルヘシ

昭和十三年九月一日

總務以下各部長

聯合告達

佛教各宗派當局ハ曩ニ時局ノ重大ナルニ鑑ミ六月二十日附

聯合告達ヲ發シテ各宗派寺院カ協心戮力一層時局ノ活動ヲ

強化シ時艱克服ニ邁進スヘキコトヲ激勵シタリ、然ルニ爾

來戰局ハ益々擴大進展シ皇軍ノ活躍亦頗ル廣範圍ニ亘リ銃

後ノ後援愈々重要性ヲ増大スルニ到レリ依テ各宗派寺院住

各宗派寺院住職僧侶勤務

職へ更ニ帝國ノ世界的重大使命ニ顧ミ國家總力ノ飛躍ニ先駆シ國民精神總動員實踐網ノ擴大ニ協力シ非常時國民生活

様式ヲ率先躬行シテ範ヲ示シ特ニ皇軍感謝ノ精神ヲ強調振興シ有效適切ナル施設ヲ爲シテ銃後後援ノ完璧ヲ期シ左記事項ヲ施行シテ益々佛教報國ノ實績ヲ舉揚シ以テ光輝アル日本佛教ノ眞精神ヲ顯現スルニ努メラルヘシ

全國各宗派寺院住職僧侶勤務

報國托鉢勤行實修要項

一、佛教聯合會時局協議會ニ於テ決定シタル毎月十五日ノ

「感謝日」ニハ全國七萬ノ寺院一萬ノ教會所十八萬ノ住

職僧侶ハ各府縣市區町村又ハ適當ノ地域ヲ單位トシ各宗

聯合一齊ニ皇軍慰問銃後後援ノ報國托鉢ヲ修行スルコト

一、托鉢修行ニ際シテハ其ノ行列ノ先頭ニ必ス

銃後後援報國托鉢「團體名」ト記セル旗ヲ掲クルコト

一、托鉢修行ノ地域ニ於ケル戰歿者ノ英靈ニ對シテハ讀經回向ヲ遺族及傷痍軍人家族並ニ出征軍人家族ニ對シテヘ

見舞慰問ヲナスコト

一、托鉢修行ニ關スル收入ハ總テ是ヲ戰歿軍人ノ弔慰傷痍

軍人ノ見舞出征軍人ノ慰問又ハ慰問袋等ノ資金ニ充當スルコト

一、「感謝日」ノ午後又ハ夜間ハ寺院及教會所ニ於テ住職僧侶ハ單獨又ハ聯合ニテ國民精神總動員ニ關スル講演說教座談會等ヲ開催シ國民各層ノ重大時局認識ノ強化徹底ニ盡瘁スルコト

一、本感謝日修行ノ托鉢及講演會等ニ關スル費用ハ各團體又ハ各自ニ於テ之ヲ釀出スルコト

一、當日收入ノ獻納先並講演會等及其他狀況ノ詳細ハ必ス佛教聯合會本部(東京市芝區芝公園第八號地)ニ報告スルコト

〔注意〕本報國托鉢修行ニ就テハ文部省ヨリ地方長官ニ通牒セラル、趣ナルモ各團體代表者ハ豫メ所轄警察署ニ届出テラルヘシ

昭和十三年八月二十二日

佛教聯合會

(各宗派代表者署名)

對處局參務會

十三年十五、十六日宗務院に於て、新

に選出せられた宗務所長を對處局參務に依嘱し、參務會を開催し、所長事故ある場合は贊事を代理せしめた。
管長貌下より特に別記の如き告諭を發せられ、親しく御臨場の下に御垂示があつた。當日は特に陸軍少將松室閣下の「支那と列強の關係」なる講演を聞き、引續いて今井局長の挨拶、奥村部長の訓示、成田主事の経過報告があつて成田主事を座長として議事に入つた。

告諭

衲曩ニ告諭ヲ發シ支那事變ニ對處スル方途ヲ示シタルニ舉宗一致時局ニ善處セラレタルハ深ク感謝スル所ナリ爾來戰局愈々擴大シ前途尚遼遠且多難ナルモノアリ長クモ聖上事變一周年ニ際シテ優渥ナル勅語ヲ賜ヒ今又軍人援護ニ關スル勅語ト内帑トヲ賜フ洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘス

前線活躍ノ皇軍へ困苦缺乏ヲ忍ヒ忠誠勇武連戰連捷今ヤ漢口ニ肉薄シ將ニ其ノ死命ヲ制セントス其ノ勞苦ヤ國民ノ齊シク感激スル所ナリ而シテ戰死傷病ノ將兵ニ

對シテハ特ニ誠悃ヲ捧ゲテ之ヲ弔慰セザルベカラス

惟フニ聖戰ノ目的達成ニハ彌々國民精神ノ昂揚ト經濟報國ノ強化トニ努メ更ニ力ヲ軍人援護ノ事業ニ效シ出

征將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルヲ要ス

衲ハ闡宗ノ繪素ガ克ク常心是道ノ妙趣ヲ堅持シ利生報恩ノ願行ヲ履践シ以テ聖旨ニ奉答シ各其ノ本分ヲ全ウセラレンコトヲ望ム

昭和十三年十月十五日

管長 鈴木天山

諮詢問案

一、時局下布教ニ關スル件

イ、宗務所布教部ノ中央部連絡ト布教師ノ活用方法如何

ロ、聖戰下ニ於ケル本宗布教ノ方法如何

ハ、應召者並其ノ家族遺族ニ對スル布教方法如何

二、銃後強化ノ實行方法如何

イ、銃後強化ノ實行方法如何

ロ、傷痍軍人ヘノ對策如何

以上であるが、議事の進行上座長を選ぶことになり、左記

諭達

今般別記ノ通告ヲ發セラル依テ各自ハ切ニ慈慮ヲ體シテ艱難ヲ排シ國威顯揚ノ爲ニ左記ニ準據シテ一層努力セラルヘシ

一、有效適切ナル方法ヲ撰ビテ國民精神ノ作興ト國防經濟ノ強化トニ努ムルコト

一、應召者ノ家族ヲ慰問愛護スルコト

一師が推薦せられた。

座長 東京 喜谷良哉師

副座長 北海道 木町清鑑師

かくて、各務より忌憚なき意見、質問希望が述べられたが、これらを一括して委員會附託とし、左の委員會が成立了。

第一委員會 藤井素雲、大石俊一、金剛秀一、北條禪英、寺田有全、小島貫道、龜崎貫宗、森達雲

第二委員會 長田觀禪、藤井梅藻、横山顯峰、北道逸、中上祖仙、久我本孝、花澤賢有、本間玉宗

第三委員會 葦原義道、岡本春潮、瀬川午朗、棟方唯一、木村清鑑、岡田活準、景中大曉、山崎希運
各委員では慎重審議の結果、次の答申を得た。

○第一委員會 藤井委員長報告

イ、宗務所布教師ノ中央連絡ト布教師活用方法如何

(1)教學部ヨリ年四回時局ニ對處スル宗門布教指導ニ關スル文書（講演、説教手本）ヲ地方布教管理宗務所長布教師へ交付スルコト

○第二委員會 長田委員長報告

應召者並其ノ家族ニ對スル布教方法如何
支那事變應召者並其ノ家族ニ對シテハ特ニ聖戰ノ本質ト帝國ノ理想トヲ徹底的ニ覺知セシムルコト

聖戰ニ直接應召參加シ又ハ宗門ヨリ應召者ヲ出シ得タルハ帝國臣民トシテ正ニ最上ノ榮譽タルコトヲ真ニ自覺セシメ

テ此ノ榮譽ヲ愈々光輝アラシムル様教導努力スルコト

本宗關係ノ應召者ニハ勿論其ノ家族ニ對シテモ亦管長貌下ヨリ御祝辭ニ御慰問ノ辭ヲ兼ネタル印刷文ヲ下附セラレタキコト

宗門關係ノ戰死者ニ對シテハ現行方法ノ外ニ管長貌下ノ御名ヲ以テ遣族御慰問ノ冊子ヲ一冊宛贈ラレタシ

○第三委員會 葦原委員長報告

宣言

起草委員 丸山存應、岡田大豐、小林大壽、阿部唯一、國裡珍慶

會が所管谷口部長を中心として爲され、地方と中央との連絡統制上熱心なる討議が行はれ、本協議會の全面的成果と決意を示すために左記起草委員によつて宣言決議が發表された。

(イ)毎月十五日午後戰勝祈禱並戰死者病歿者ノ回向ヲスルコト
(ロ)時局ニ鑑ミ威儀即佛法ノ精神ヲ強化スルコト
(ハ)毎月十五日報國托鉢ヲ實行ノ事
(ニ)其寺檀徒ノ忠靈ニ對シ毎月一回訪問シテ回向スルコト
(ホ)傷痍軍人及應召家族ヲ毎月一回慰問スルコト
(ヘ)國策ニ準シ卒先之ヲ實施スル事
(ト)社會事業團體教化團體ト協調シテ社會教化ニ盡力スルコト

以上を以て第一日の日程を終つた。

第二日は十六日午前九時より一般宗務に對する懇談協議

(2)本院ヨリ時局ニ關スル問題ヲ提出シ之ニ依リ布教師ノ答案ヲ採り布教情況等ヲ調査シ此内優秀ナルモノヲ基本トシテ將來特派布教師ニ採用スル様考慮サレタシ
(3)地方布教師獎勵方法トシテ其ノ成績ニ應シ適當ニ考慮セラレタシ

(例)今後布教師五年又ハ十年勤續ノ者ニハ賞狀賞品付與セラレタシ
(4)宗門布教師ノ徽章ヲ制定サレタシ
ロ、聖戰下ニ於ケル本宗布教ノ方法
(1)時局ヲ徹底的ニ一般ニ認識セシメ國民精神ヲ發揮シ出征將士ノ勞苦ヲ思ヒ國民舉ツテ日本精神ヲ實行ニ移シ銃後ノ護リヲ全ウスル様ニ布教スルコト

右宣言す。

決議

與スルコト

右建議仕候也

二、宗務所職員及教區長ノマークヲ選定シテ全國各位ニ授

一、我等は銃後の強化を期し全國寺院一致團結以つて時難に邁進せんことを盟ふ。

二、我等は前線將士に感謝慰問の實を擧げ以つて後顧の憂なからしめ、又傷痍軍人をして其の名譽を保持せしめんことを期す

三、我等は戰死病歿せる護國の忠靈に對し佛果菩提を圓満せしめんことを期す

尙、全國宗務所長一同の名を以て軍部最高指揮官の夫々へ左の感謝文を打電した。

「忠勇義烈ナル出征將兵各位ノ御勞苦ト赫々タル勳功トニ對シ深ク感謝ノ意ヲ表シ併セテ御武運ノ長久ヲ祈ル」

建議案

一、宗務所長(參務)會へ曹洞宗愛國號ノ飛行機ヲ國家ニ獻納スル事ヲ決議シ此レガ事務ハ宗務院ニ於テ處理シ全國宗務所長及教區長へ各管區ノ寺院ニ割當寄附ヲ勸募スルコト

事變と宗會 昭和十二年の第四十二次本宗々會において管長猊下は左記の如く事變に對する教示を發布せられた。

教示

員各位ニ告ク

恭シク惟ルニ

聖上深ク時局ニ軫念アラセラレ曩ニ第七十二回帝國議會開院式ニ當リ畏クモ優渥ナル勅語ヲ下シ賜ヒテ今次ノ支那事變ニ對シ帝國ノ嚮フ處ヲ明ニシ國民ノ進ムヘキ道ヲ示サセ給フ

聖慮宏遠ニシテ眞ニ恐懼措ク能ハサル所ナリ今ヤ皇軍

ハ忠勇義烈着々膺懲ノ戰果ヲ舉ケ國民へ至誠奉公益々銃後ノ強化ニ力ム

吾等宗侶ハ專ラ兩祖ノ慈訓ニ基キ舉宗一致謹ミテ聖旨ヲ奉體シ皇國精神ノ振起發揚ト國民精神總動員ノ實施トニ協力精進シ愈々國力ノ伸張ヲ圖リ現下重大ノ時局ニ對處スルト共ニ今後幾多ノ時艱ヲ克服シテ帝國所期ノ目的達成ニ邁進シ以テ皇運ヲ扶翼シ奉リ俱ニ宗門本來ノ使命ヲ完ウセサルヘカラス

仍テ衲ハ宗務職員ニ命シ昭和十三年度歲入歲出豫算案ニ特ニ事變所要ノ臨時費ヲ計上編成セシメ他ノ案件ト共ニ宗會ニ附議セシム各位宜シク和衷審議協賛ノ任ヲ竭サンコトヲ望ム

昭和十二年十月二十五日

陸海軍將兵ニ對スル決議

仕候條各名宛傳達相成度願上候也」の文書を添へて宗會議長來馬琢道師より陸海軍大臣へ提出された。宛名は北支最高指揮官寺内壽一閣下、上海最高指揮官松井岩根閣下、第〇艦隊司令長官長谷川清閣下、第〇艦隊司令長官吉田善吾閣下、上海陸戰隊司令官大川内傳吉閣下である。

支那事變勃發以來皇軍ハ陸ニ海ニ空ニ困苦缺乏ニ堪ヘ東亞永遠ノ和平確立ノタメ勇猛果敢能ク寡兵衆敵ヲ摧破シ以テ其ノ暴戾ヲ膺懲シ武勳赫々タリ曹洞宗宗會ハ我力忠勇ナル皇軍將兵ノ義勇奉公ノ赤誠ニ對シ深ク感謝感激ノ意ヲ表シ併セテ佛祖ノ照鑑ヲ仰キ以テ其ノ武運長久ヲ祈ル

尚ほ、本宗會に於ては豫算案、支那事變費として金五萬圓追加豫算貳萬五千圓が計上され合計金七萬五千圓が可決せられた。

其他、建議案第一號として提案者大倉照瑞師、贊成者矢萩賢宗師他四名にて「支那事變現地に慰靈並に慰問使特派の決議は「第四十二次曹洞宗々會は別紙の通滿場一致決議

の件が上提せられた。これは次に記するがごとく、昭和十四年三月に宗會代表四名の皇軍慰問行となつたものと思はれる。

昭和十三年第四十三次本宗々會における教示は左の如し

教 示

納茲ニ第四十三次曹洞宗宗會開會ノ式ヲ舉ケ親シク議

員各位ニ告ク

客歲起工ノ本院廳舍ハ新裝既ニ成リ各位ト俱ニ其ノ慶ヲ頌ツハ納ノ欣快トスル所ニシテ亦宗門ノ盛事ナリトス

恭シク惟ルニ

聖上義ニ事變一周年ニ方リ畏クモ優渥ナル勅語ヲ賜ヘリ世界平和確立ノ途ヲ示シ朝野一體其ノ本分ヲ爲スヘキコトヲ諭サセラレ今又軍人援護ニ關シ特ニ勅語ヲ下シ給ヒ且ツ内帑下賜ノ恩命ヲ垂レ有司ニ命シテ之カ實績ヲ舉ケサセラル聖慮深遠皇恩無窮沟ニ恐懼感激措ク能ハサル所ナリ

夫レ事變へ前途尚遼遠ニシテ出征ノ將兵日夜勇戰奮闘ノ勞苦深ク感謝ニ堪ヘス銃後國民ノ責務愈々重大ナルヲ痛感ス此ノ秋ニ丁リ吾等教化ノ職ニ在ル者ハ時局ノ認識ヲ一層深クシ自肅自戒銃後強化國力充實ニ率先邁進シ以テ叡慮ニ副ヒ奉リ舉宗一致其ノ本分ヲ完ウシシ

仍テ納ハ宗務職員ニ命シ昭和十四年度歲入歲出豫算中特ニ事變對處ノ臨時費ラ計上編成セシメ他ノ重要案件ト共ニ宗會ノ議ニ附セシム各位宜シク和衷審議協賛ノ任ヲ竭サンコトヲ望ム

昭和十三年十月二十一日

管 長 鈴 木 天 山

開會式の兩祖真前諷經に次いで支那事變戰死病歿者追悼諷經が管長貌下御親香の下に勤修せられた。引續き日定に入り決議案第一號として來馬琢道、岩本勝俊兩師提出の皇軍感謝の決議が宮島智徳、藏山光瑞、花井淳義各師の贊成によつて成立、滿場一致可決、例によつて一分間默禱を捧

けた。

皇軍感謝ノ決議

支那事變勃發以來既ニ一年有餘我皇軍ハ神速勇猛ナル策戰ヲ遂行シ寡兵ヲ以テ衆敵ヲ摧破シ瘴癟ヲ冒シ峻岨ヲ攀チ惡氣流ヲ征シテ奥地ニ空爆ヲ行ヒ機雷網ヲ潛リテ封鎖掃海ヲ續ケ到ル處赫々タル武勳ヲ樹テ漢口ノ攻略目睫ノ間ニ迫リ廣東ノ占據既ニ公報ニ接ス感謝感激ニ堪ヘサル所ナリ 曹洞宗宗會ハ皇軍將兵ノ盡忠報國ノ赤誠ニ對シ深ク感謝ノ意ヲ表シ併セテ佛祖ノ照鑑ヲ仰ギ武運ノ長久ヲ祈ル右決議ス

近藤愚童、藏山光瑞、大倉照瑞各師が慰問使に選ばれ、同廿一日長崎市に勢揃ひし、廿二日上海に向て出帆した。一行の配役は團長來馬、燒香師近藤、庶務藏山、會計大倉各師といふ顔振れであつた。

巡錫地は先づ上海に上陸し、北四川路、閘北地區、江灣鎮、廟行鎮等の上海事變に思出深き土地に、曹洞宗と記せる小塔婆を立てつづ現地弔祭の一歩を踏み出し、吳淞鎮、大場鎮をはじめ、今次聖戰に血ぬつた生々しき戰跡に心からなる回向を手向け、蘇州、無錫、鎮江を経て、南京に入り、四月六日南京を立つて揚子江を遡り、九江を経て十一日漢口に到着し、次で漢陽、武昌を巡り、十七日漢口を立つて南京に戻り、ここに武漢三鎮慰問弔祭の任を果したのである。

各地とも或は慰問講演に、或は墓前の施餓鬼會の修行に、或は忠靈塔の回向に、或は維新政府殉難者の追悼會に、或は軍馬の慰靈に、或は武運長久の祈願に、或は慰問品の手交に縱横の活躍を試みて成果を收めたのであつたが、一應四師の一體となつての活動振りを紹介すれば、例へば揚子

(提出者 来馬議員、岩本議員 贊成者 藏山議員其他) 本宗會中、十月二十七日、武漢の陥落の公報に接したの

で、關係官廳並に各司令官に管長名をもつて祝電を發し、管長貌下には奉祝のため官中に參内せられ、次いで同貌下御親香の下に祝聖諷經及忠靈追悼會が行はれた。

宗會代表の皇軍慰問現地弔祭 は、昭和十四年三月廿日より五月五日まで約五十日の豫定を以て、來馬琢道、

江を遡る時でも大船艤に將兵慰問講演會を開いては、先づ藏山庶務が開會の挨拶をすれば、來馬團長が幻燈説明をする、技師は大倉會計が擔任して近藤焼香師が閉會の挨拶をすると云ふ無駄のないプログラムが組まれてゐる。

慰問使一行の現地弔祭報告は宗報にも委細報告済みなので、ここでは簡単に要領を適記するに止めておく。尙ほ、現地を撮影せる來馬師の幻燈は、銃後講演の各所で映寫され、效果一〇〇パーセントと絶讚を呈せられてゐる。本慰問行が初中後に亘つて、有意義であつたことは、本宗々會一同の面目を中外に施したるものとして、欣懽に堪へない處である。

四、各宗事業への協力

佛教聯合會への協力 本宗と各宗との提携協力は、佛聯を通してのみこれを爲すといふ建前をとつて來た。けだし、全佛教は佛聯の旗の下に、抱括せられるが故に、統制ある一致の歩調がとれると思ふからである。しかも今日

これは正に佛聯との關係において統制を亂す處れが多分に存し、屋上屋を架するのきらいがないでもない、との見解の下に本宗では興亞佛教會設置に對し右の次第を佛聯へ意見書として具申したこともある。かつて明和會の計畫で或る筋の要人と各宗派幹部との會合があつた。その席で主人側の或る方は相當突込んで佛聯對明和會の關係を來會者に質問し、佛聯が全佛教の代表機關である旨を應酬すると、へえ、さうなのですか、明和會と佛聯とを反対に吾々は考へてゐました、といふ珍問答が所々の片隅で交換されてゐたのを聞いたこともある。しかも招かれた側の客では、明和會の性質を隠蔽せねばならぬ事情が伏在してゐることを知らないものだから、テーブルスピーチなどで變な工合の話の行き違いをいぶかりながらも、内部的不統一を暴露することをひたすらおそれものの如く、佛聯主事さへもが明瞭にすべき筈の處を、有耶無耶な挨拶にして了ひ、明らかにすべきものを糊塗して了つた。甚だまづいことのやうに思へる。これはやがて佛教者への不信となるのである。もつと宗教家らしい態度が望ましいと思つた。と

のごとく、一切の事象に統制を必要とするときはないのである。しかし佛聯の成立過程をのみ問題視する向では、佛聯は元來社交機關であつて、實動の主體となつてはならぬとの立場を、堅くとつて動かぬ向きもある。が、借問す、文部省を通じて實現した宗團法は佛聯が主體ではなかつたらうか。尙ほ、宗團法に關聯して將に實施せられんとする寺院國有境内地譲與の實現のための、過去の永い期間の運動は佛聯が實動の主體ではなかつたらうか。かかる意味において事實が佛聯の仕事の範囲を明示してゐる。今更、成立當時の社交團體に還元するの要もあるまいと思ふ。其他、實動の主體となつたことは他にも例はなくはないが、以上の二大事業を擧ければ、他は省略してもよい筈である。偏見者流の反省をうながしたいと思ふ。

ここで多少餘談のきらいはあるが、明和會問題に言及しそておく。明和會はその成立においては各宗幹部及學究を誘つて入會せしめ、或る一種の研究會のごとき形でスタートしたものであつた。處が、漸次實動團體と化して、ときに佛聯とまぎらはしい仕事を企圖し、實施しやうとした。

もかくこのエピソートも過去の夢の語り草とはなつたが、明和會は尙存續してゐるのである。明和會の活動をわれわれは拒むのではない。佛聯と時に意識的にすり代へて、佛聯の領域を侵すやうな、名分をあきらかにしないやうな、統制を攪乱するやうな、運動に參加することを快しとしないといふのである。そこで明和會の對支活動並に銃後活動も佛聯の中の一部に抱括して、一系統の下に統制された姿において、爲すべきであるといふのが從來本宗のとつて來た態度である。同じ様な仕事を佛聯と並行してやらねばならぬほど、本宗は豊かな豫算をもつて事變に對處してゐるわけではない。新聞では當時、曹洞宗の爆彈動議などと書き立てたことがあるが、真相は上記の通りで、それ以外に何等の理由も有してはゐない。そして本宗の對明和會態度は終始一貫して、明朗であつたことを附記しておく。

支那開教講習會

佛聯主催の下に支那開教講習會が左記の如く開催せられ、本宗よりも十五名の參加者があつた。この講習會は文部省の後援によるもので、終了者が渡支する場合は、文部省より推薦狀が交付せられるといふの

で、相當の權威がもれたると思はれた。果して本講習の終了後間もなく、支那の小學校教員が募集され、恰も本講習終了者はこの募集に優先權をもてるの觀があり、本宗より八名ほどの應募者があつた。しかるにこれは、どうした都合であつたのか、翌年三月に至るも遂に實現せず。佛聯の面目を失墜すること夥多しいばかりでなく、當時、就職期を控えたる幾多の青年を足止めしたことは、實に申譯なく氣の毒なことであつた。これはしかし佛聯の手おちでもなく、文部省の過失でもなく、全く現地當路の心境の變化によるものであるとのことであつた。現地當路者の言はわれらにとつて金科玉條のもののごとく權威つけられて來たのであるが、將來は必ずしもその言、信するに足らずとの信念を與へるに充分であつた。われらは明かに一つの蹟きの石を發見したことを告白しておかねばならぬ。

今般佛教聯合會主催ノ下ニ支那開教講習會ヲ開催セラルルニ付希望者ハ左記諒知ノ上申込マレタシ

一、趣旨 支那ニ於ケル開教宣撫、佛教精神ニヨル日支

親善ニ協力セントス

一、期日 昭和十三年十月一日ヨリ同廿一日迄三週間
一、會場 東京市芝區芝公園明照會館
一、講習員 希望者ハ來ル九月十日限り履歴書ヲ宗務院内事變對處局ニ提出スヘシ 採用人員ハ十五名ニ付、申込多數ノ場合ハ選考ノ上採用者へハ通知ヲ發ス

講習修了者ニシテ開教ニ從事セントスル者ハ申請ニヨリ出先官憲ニ對シ文部省ヨリ推薦狀ノ交付ヲ受クルコトヲ得
尙受講者ニ對シテハ本局ヨリ若干ノ補助金ヲ支給ス

▲宿泊希望者ハ芝公園第九號地ノ五（赤門際）花岳院へ直接申込マレタシ

事變對處局

興亞行道訓練所

在京五宗派（天台、真言智山派、

淨土、日蓮及本宗）の間で興亞行道訓練所を設置して、支那開教師並に宣撫班員を養成するの機關を作つてはどうか、といふ案が主として智山派から提議せられた。尤も本

宗で相談を受けた第一回の會合の節は、某方面より相當額の補助金があることを前提とし、又名稱のごときも興亞指導者養成所といふ觸れ出して、目的とする處は宣撫班員の養成であるとのことであつた。この畫策の黒幕とおぼしき者の中に、前記明和會が加つてゐることは注意すべきことである。明和會中川主事が本養成所の一役員となつた印刷物が配布せれてゐた。

具さに内容を點見すると、若干の相違こそあれわが駒大に特設せられてある支那語講座に彷彿たるもので、駒大の組織と編成を少しく工夫すれば、大體大差なしと言へるといふ見込が立つた。それのみならず、わが宗侶の行的指導を他宗の宗師に依頼しがたい事情もあり、費用の負擔額は獨立經營と大差もないといった諸條件を考慮して、遂に參加を拒絕した。處で、その後の本養成機關の推移を聞くに某方面よりの補助は今の處、實現せず、名稱の如きも指導者が行道者に變更されねばならぬ事情に迫られる、出身者の悉くが宣撫班員として採用されたわけではなければ、特別の便宜が與へられたといふ風でもない。數學新聞は特に

本宗の態度に非難の聲を放ち、他にこれに追随した所論も見受けた。しかしそれらは實情を調査しない放言、本宗の眞意を誤解したる謂はゞ主觀的理想說にちかいもので、遺憾ながら何等るべき高説とは言ひ得ないのである。大處高所より見て本宗のとつた態度は、宗を思ふに忠實であれば、萬人の均しく認容せざるを得ぬ處であることを確信する。實情を調査すれば、本稿に書きがたい底の興味津々たるものがある。知るものは言はず、といふことでこの項を終つておく。

中支宗教大同盟

上海にその本部を有してゐる中支宗教大同盟は、總裁に前近衛首相を戴き、副總裁に大谷光瑞氏を推し、神佛基各部長が現地に在りて事務をとつてゐる。中支に於ける宗教政策は本聯盟の手を經て一切まかなはれるといふことになつてゐる。目下佛教部長には淨土宗の福田氏がこれに當つてゐる。本宗は佛聯を通して協力してゐるが、直接の仕事としては十四年十月一日興亞佛教班員五十名を内地に募集し、本宗より一名の應募者があつてこれを依託した。興亞佛教班員の任務は中支に於ける

宗教工作を遂行するため、大同聯盟佛教部の手で現地教育を爲し、六ヶ月の後は支那寺院にこれを送り込み、支那僧と衣食と共にしつつ協力して東亞新秩序建設に從ふものである。六ヶ月の養成期間中の費用は一切各宗派負擔、その後は聯盟が責めに任する仕組になつてゐる。

大同聯盟本部建築費及昭和十四年度事務費は金貳萬壹千圓であつて、佛教側の負擔金は壹萬五百圓となつてゐる。この據出方法は金五千五百圓が佛聯追加豫算、殘餘の五千圓は現に中支に進出せる古義眞言、淨土、妙心寺派、本宗、本願寺派、大谷派、日蓮の各宗派が負擔することになつてゐる。北支方面にも支那佛教が中心となり、蒙古佛教及日本佛教が參加して同願會の結成が企圖され、將來の發展を期待されてゐるが、いまだ具體的に進行してゐないやうである。

此他、昭和十三年九月中には日本文化協會及明和會の共同主催による精神報國大講演會が、大本山總持寺、東京市喜福寺、福昌寺、長谷寺の四ヶ所に對處局受持で夫々盛大に開催せられた。

を明示されてあると思へる。

更に一轉して阿部新内閣の政綱を見るに、根本方針として掲げて曰く「政策の中核を支那事變の處理に置き、外は自主的立場を堅持して複雜微妙なる國際情勢に對處し、内は軍備の充實と基本國力の培養とに精進し、内外諸般の施策を此の目的に統合集中し、以て日滿一體の實を擧げ、日支新關係の實現を期す」(週報第一五三號)とある。われくは一層更に明示せられたる目標を知ることができた。

もちろん、事變初期と第三年を迎へての政府の方針に大差はないであらうが、以上の引用を注視すれば、相當表現の上に、従つて内容にも二轉し、三轉せる跡を見ないわけにはゆかない。

ともあれ事變は新秩序の建設といふ積極的意慾が明示せられた限りに於て、本宗の事變對處局といふ概念では國策線に添ふことが困難となつてきた。何故なれば國家の積極政策に比して、事變對處では餘りにも消極的であるから。ここに曹洞宗興亞局の改名と、それに伴ふ諸般の積極策が考へられねばならぬことは、當然すぎるほど當然であると

五、事變第三年を迎ふ

昭和十三年の後半期ころから東亞新秩序の建設といふ、事變の終局目的の目標が、はつきり表現されるやうになつた。内閣情報部の「事變第三年を迎ふ」(週報第一一六號)によれば「今事變が所期の目的を達し得るか否かは、實に今後にかかるのであつて、眞の戰ひはむしろ事變第三年の蔣政權の壞滅、舊き支那の滅亡にあらずして、眞に東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設にあるからである。事變の本質は破壊にあらずして建設にあり、しかもその建設は既に始まつたのである。

東亞の新秩序の樹立とは日本を中心として、新興滿洲國を育成發達せしめ、更に更生新支那を建設して、所謂日滿支を権軸とする東亞新協同體を結成することである。」と述べてあることは、從來の聲明より一層われらの行くべき道

思ふ。高階内局の使命の一はこの曹洞宗興亞局の名に相應する大陸への積極策の實現でなければならん。とは云へ宗内の内情を具さに觀れば、積極策にもおのづから限度はあるが、各宗との均衡と協調とを保つためには、苦しくても可能な限りに於てこの難關を突破せなくてはならぬ。忍苦の中に於てもわれらは興亞の時局に處し、皇運を翼賛し奉らねばならぬ。本年の主なる事業を羅列すれば概要次の通りである。

事變下第二回特別布教

全國特別布教の趣旨に就て
今井對處局長は次の如く述べてゐられる。これによつて今次特別布教の特徴は明瞭であると思ふ。

先づ今回の特別布教の主眼は何であるかと申しますと、管長猊下の御教示を敷衍することであらねばなりません。從來とても御教諭の敷衍といふことには何等變るところは

教示

納茲ニ恭ク佛祖ノ照鑑ヲ仰キ大本山永平寺、大本山總持寺ヲ源流トスル本宗ノ縉素ニ告ク
惟フニ聖戰茲ニ二年有餘ニシテ既ニ支那要域ノ戡定殆ント就リ東亞新秩序ノ建設著シク進ム誠ニ是レ鴻大ナル稜威ノ下忠勇義烈ナル將士ノ膺懲宣撫ノ力ニ依ラサルヘナシ是レ夙ニ齊シク國民ノ感激措ク能ハサル所ナリ

コノ忠烈ニ酬ヒソノ功勳ヲ讃フルノ道ハ厚ク忠靈ノ冥福ヲ資助シ報謝ノ正念ニ住シ各自盡忠報國ノ大義ニ恪循スルニアリ
翼クハ内ニハ本宗修證ノ標準ニ則リ懺悔受戒ノ本證ヲ信受シ利生報恩ノ妙修ヲ奉行シ外ニハ八紘一宇ノ皇謨ヲ服膺シ以テ國民精神ノ昂揚國家總力ノ發揮ニ精進スヘシ 國宗ノ道俗ソレヨクコレヲ歸メヨ

昭和十四年三月十五日

曹洞宗管長 鈴木天山

ないのですが、御教諭の内容は時に應じ若干の相違はあるにしても、殆ど一律に宗意宣場に重心を置いたものであります。だから宗意安心さへ間違ふ事なく説教すれば、大體それで充分であつたでせう。それ故に布教師の技術の巧拙によつては、あの程度の布教師は地方に澤山あるなどとの非難を受けることがあります。自他共に面目を失墜したこともあつたのです。處で今次の特別布教は、御教示の敷衍と時局再認識のために二日間の短期講習會を開いております。講習會にはそのために、斯界の最高權威を特招して、貴重且つ適切なる講義を拜聴することになつてゐます。そして又その講義を教筵の實際に如何に應用するかを、多數聽講者の豊かなる經驗に徴し、優れた創意に訴へて研究座談會がもたれるのです。かくして諸講義は十二分に咀嚼せられ、必ずや布教師各位の血となり肉となつて身口意を通じてほとばしり出ることでせう。そこでこそ始めて布教に統一あり、熱意あり、從つて又效果を挙げられるものであることを確信いたします。一言お断りしておきますことは、かくの如く御教示の趣旨に添ふことを第一要件とせよと強調します。

調いたしましたが、それは決して宗旨の宣揚を軽んぜよとか、宗意安心を無視せよといふことには更々なりません。もちろん御教示は宗意の綱格を離れた御示のあらう筈はありませんが、ややともすれば支那事變關係文字の多彩なるに眩惑せられて御教示の眞の意義に徴することができないやうなことのなきよう注意しておきたいと思ひます。本宗僧侶及び檀信徒の本事變に對する心構へは至誠報國に盡きたのであります。そのことは國民の全ての信念であらねばならぬと同時に、吾々にあつては又、淨信一現人々道器の宗旨に契合しなければならないであります。そして興禪護國の妙旨に徴することを忽せにしてはならないのであります。

かくて、御教示の趣旨を正しく傳へよ、といふことの外かに申上けることはすべて老婆心よりする挖泥帶水に過ぎませんが、尙ほ蛇足を附して御参考に供したいことがあります。それは事變に對する本宗の活動狀態であります。これは同時に事變對處局の仕事の概要を説明することにもなります。(中略)

次に銃後強化運動については國威宣揚の祈願會、戰病歿者の中祭は勿論、陸海軍への慰問獻金、陸海軍病院の慰問、宗侶・檀信徒戰病歿者の弔問等を始めとして、國民精神總動員運動を率先支援し、各宗と協同の下に報國托鉢、辻說法、報國貯金等を實踐してゐるのであります。其他、駒澤大學に支那語科を特設し將來大陸に進出すべき青年宗侶を養成すると共に、支那僧の内地留學生を數名、現地よりの委任を受けて御世話してゐる次第であります。

最後に今次特別布教は事變對處局の對內的活動の重要な部分を占めるものであります。特派布教師は各地に於て出征者の御家族、榮譽ある御遺族、傷病勇士等をできる限り懇に慰問せられ、よき相談相手となり、宗教的信念に安住せしめ、前途に光明を失はしめぬよう特に御教導ありたいと切望いたします。

更に左記宗達によつて巡回區域及日程が知られる。

宗達甲第一號 (昭和十四年一月一日號)
今般時局ニ鑑ミ宗旨ヲ宣揚シ國策ニ即應シテ銃後教化ノ本分ヲ完ウスル目的ヲ以テ三月十五日ヨリ布教師ヲ各府縣ニ

派遣シ特別巡回布教ヲ實施セシメラル依テ其ノ巡回區域及

日程ヲ定ムルコト左ノ如シ

尙布教師ハ左記表示ニ依リ巡回ノ豫定ナルヲ以テ當該宗務所ニ於テ巡回順ヲ變更スル必要アル場合ニヘ前後宗務所ノ日程ヲ考慮シ別ニ日程ヲ作製スルコトヲ得但シ何レノ場合ニ於テモ宗務所長ヘ管内ノ布教場ヲ至急決定ノ上宗務院へ報告スヘシ

巡回區域及日程說明

一、三月十五日ヲ期シ全國一齊ニ開始シ四月末日迄ニ全區域完了

二、一教區十五箇寺迄ヲ一教場、二十五箇寺迄ヲ二教場三十五箇寺迄ヲ三教場、四十五箇寺迄ヲ四教場トス但シ次ノ教場迄ノ日時ヲ要スル場合ニ限り一兩日ノ空日ヲ見込ミタリ

三、受持布教師ノ姓名ハ左ノ如シ

特別派遣布教師

少林義正	吉祥院	山梨	二五日	光吉彥虎	東明寺	大分、宮崎、鹿兒島、熊本	船木東園	慈眼院	神奈川、東京	二三日
稻富秀雄	東江寺	長野	二九日	田中默龍	醫王寺	長崎	松崎祐禪	興雲寺	神奈川	二六日
片岡正龍	龍門寺	長野	二八日	小岳覺道	西福寺	福岡	根谷慈舟	龍耕寺	埼玉	二七日
増田宥仙	德合院	岐阜	二三日	大坪透關	光福寺	佐賀	黑田真禪	如來寺	埼玉	二五日
中村功雄	廣祥院	滋賀	二一日	田中鐵道	禪昌寺	福井	原田龜仙	天德寺	千葉	二六日
末野禪介	乘國寺	大阪、京都	二三日	塚原眞禪	富山	群馬	藤原順晃	普賢寺	茨城	三一日
米本孝巖	廣昌寺	京都、兵庫	二七日	廣瀬禪龍	石橋真榮	群馬、栃木	金子宗一	陽泰寺	千葉	二八日
安藤文英	聚福院	奈良、和歌山	二九日	山崎秀雄	義滿玄機	山梨	武長騰雲	妙泉寺	茨城	二六日
梅原契天	普門寺	三重	二〇日	佐藤英雄	清水浩龍	伊藤覺之	山田仙遊	大泉寺	靜岡	二八日
北林希雲	洞雲寺	兵庫	二九日	横孝道	龍華院	成河玉洲	松永大俊	妙泉寺	靜岡	二〇日
小川仙英	永賞寺	岡山、廣島	二六日	笠原全明	天華寺	村上玉龍	山田仙遊	大泉寺	靜岡	二三日
石田哲明	慶壽院	廣島、鳥根、北海道	二八日	佐藤俊雄	降福寺	成河玉洲	武長騰雲	妙泉寺	靜岡	二八日
矢原雲昇	宗生寺	鳥根	二〇日	植木道忍	傳嗣院	金香寺	山田仙遊	大泉寺	靜岡	二六日
信行良海	興福寺	山口	二一日	熊谷泰壽	天華寺	長圓寺	松永大俊	妙泉寺	靜岡	二七日
山口義範	最明寺	香川、徳島、高知、愛媛	二九日	德武文爾	降福寺	金香寺	山田仙遊	大泉寺	靜岡	二五日
龍護岩雄	達磨寺	大分、福岡	二六日	達磨寺	龍華院	長圓寺	武長騰雲	妙泉寺	靜岡	二七日
渡邊俊雄	秋田	山形	二九日	秋田	天華寺	慶雲寺	山田仙遊	大泉寺	靜岡	二五日

小池擴田	寶昌院	秋田	一七日
悉陀憲庸	瑞泉寺	熊本	八日
吉村雄鳳	龍海院	埼玉	
村上保成	耽源寺	静岡	
石田義道	延命寺(前)	北海道	
有田大宗	香林寺	北海道	
橋本密秉	圓覺寺	北海道	
中根環堂	東京福昌寺	樺太	

五 日 三一日
(概日數) 八六日 一三日

慰問袋の發送 宗侶應召者に對し慰問袋を贈ることは對處局當初よりの計畫であつたのが、漸く八月になつて準備が整ひ、約壹千個を作製し左記の品々を入れて出身者の寺院宛て發送した。

内容、管長猊下御慰問の辭、駒澤鶴見兩女學校生徒の慰問文、本宗幼稚園兒童の自由畫、忠靈回向法、豆修證義、大法輪、國際畫報、プロマイド、參禪必携、雜誌數種、曹洞禪丹、宗務院繪はがき、事變對處局情報（内地ニュース）を盛る）、興亞のたより（便箋）、護身符、支那向包裝用紙。この袋は直に手拭に代る様に工夫され、日の丸、祈武運長

久、サンバラが染抜れてゐる。因に、大法輪閣主及び道元禪師讚仰會より慰問雑誌に就て應援を蒙つた。

この慰問袋は好評噴々、感謝感激の辭雨ふるごとし。

曹洞禪丹 支那開教の手段は教育事業と社會事業である。當分の中、兩者は必要不可缺の開教武器である。社會事業の各種目のうちで最も歡迎を受けるのは、施薬部であるといふ建前から、施薬用品として「曹洞禪丹」が工夫製作せられた。製薬は天下の星製藥會社である。

始めは單に「禪丹」とだけ命名したのであるが、他に同名の品（但し善丹）があるので、曹洞禪丹とせざるを得なかつた。しかしわるい名ではない。支那にも曹洞宗があるので耳觸りのよい名であるに違いない。施薬と共に宗名をも披露できる一石二鳥である。たくらんだのではなく自然にさう導かれたのである。工夫者の名は發表をあづかる。禪丹は頭痛に特効があり、其他その系統の患者には卓効神の如く、既に實驗すみである。容器の意匠も支那人に好評であり、効能書を日支兩文で印刷してゐる。理由あつて定價十錢と頒布價を附してゐる。

曹洞宗事變對處局情報

社會課時報の附錄として對處局情報を五月より發刊してゐる。何故情報を發刊せねばならぬかは奥村前教學部長の辯に問ふ。

「事變對處局は一體、何をしてゐるのかを全體的にまとめて報告する機關が缺けてゐる。そして現在では、支那における本宗の開教事情、又誰もが知つておくべき今後の支那開教の動向、從軍僧、宣撫班員としての宗侶の活動狀況、慰問使一行の報告等々。内地における犒軍所活動の實況、本宗へ依托された留日支那僧の近況、陸海軍病院の傷病將士に對する慰問布教、遣家族慰問事情、特派布教師の成績、その他の銃後活動一般、對處局の方針等々。これらを一括して報告し相互の連絡をはかる機關紙の刊行を必要とする段階に達したと思はれる。

しかし乍ら從來とても、隨時、斷片的記事によつて、常に「時報」の片隅を割いて報告や指令はしてきたのである。が、何分にも「時報」自體の記事は増す一方で、到底、宿借りの身の満足し得られないほど、對處局自體の記事も山積してきたのである。萬やむをえず、種々な事情を考慮し

つゝ、とも角、本誌を「時報」附錄として出すことにした。もとより附錄のことであるから「時報」のごとく定期刊行ときつてはゐない。繼續して出すこともあるれば、不必要な月には休刊することもあるであらう。豫め諒承をえておきたいと思ふ。

本誌の使命は從つて戰線における諸活動と銃後との連絡提携、又銃後における相互間の情報交換を第一の任務とすべきであらう。情報はあくまで情報であるが、時には對處局の新なる方針や指令等々を掲載することもあらう、これが第二の任務である。更に、人事の往來、よき投書的提案の採擇、諸調査の發表等々、鶴勁すてがたきものを拾遺することも第三の任務となるであらう。これらの使命を擔つて本誌は生れたのである。

ある地方における銃後のモリ／＼上つた活動は、貴重なる経験として他の地方にも吸收し反映してゆくやうに考へてもらいたい。たゞ、彼奴はやりおるわいと、指を衝へて見てゐるだけでは困る。尤も、他の活動にケチをつけたり嫉視するやうなことがあつては尙更困るが。お互が新に經

驗したことがらを、宣傳ではなく、出し合つて、それを少

しでもよいものに向上發展せしめてゆくやうに努めたい。

それが媒介の役をつとめるのが本誌である。

對處局は國策線に沿ふて、東亞新秩序の建設に向つて邁進せねばならぬ。さうした積極性を他に示すためには名稱から變更して、曹洞宗興亞局としてはどうか、といふ聲が議員の間に中々多い。熟慮善處したいと思つてゐる。名稱だけの變更はいとやすい、内容の整備を先づさきにすべきであらう。

内容整備のために極めて慎重に、綿密な設計が描れてゐるが、未だ今回發表の期には達してゐない。恐らく近々一斑を示すに至るであらう。對支のことは、實驗を通しても諸報告に基いても早急に決してはならないやうだ。すべて漫々的であり、長期建設といふゆき方がよいとのこと。性急者吾等には甚だ不得手だが、支那に關する限りやむを得ない、漫々的に從つて對處局もことを運ぶべきであらう。布教總監の任命のごときは、正にこの根本方針に従つてゐると見られてもよい。以上情報特設に當り聊かその趣旨を

述べたまでである。

中華文日本禪學讀本編纂

日本宗教問題研究所に編輯を依嘱し、臨濟宗各派と協力の下に、編輯委員長に來馬琢道師を戴き、編輯委員及執筆者の本宗側の頗振は立花駒

大學長、宇井教授、兒玉教授、越智教學部主事等である。

この出版に當ては來馬師の斡旋によつて、特に兩本山出張所大森、長谷川兩監院其他並に對處局の格別なる支援を得たことは特筆に値することである。

全體の編輯ぶり文章と寫眞と殆ど相伯仲するほどで、讀むによく見るによし。日本佛教を支那知識階級へ紹介する唯一無二の絶好の贈物である。

駒澤大學興亞修禪道場と留日僧

駒大ではかつて滿洲語講座を設けてゐたのであるが、事變と共に對支文化工作上進出者のために昭和十三年十一月より十四年二月に至る第二回目の講座を支那語講座と改稱し、内容の上にも若干改革が行はれた。本講座は學生は別として他よりの聽講者は約十名どころであつた。

次いで既述の興亞行道訓練所との關係上、本講座を更に

擴張して、禪的鍛錬を基調として、事變下長期建設の國策

に準じ、滿支に於ける布教興學等諸般の文化工作に寄與しうる人材養成を目的に興亞修禪道場を特設することになつた。期間も從前は三ヶ月であつたのを六ヶ月とし、學生其他の聽講者を多く求めんが爲めに特に夜學とした。しかし駒大學長、學監及び諸教授の他に文部、陸海軍、厚生、拓務各省、興亞院、滿洲國大使館より講師が派遣せられ、特別講座が開かれたことも異色である。聽講者は學生の他に約二十八名を得て前回よりは遙かに好調を示してゐる。

支那留日僧は昭和十三年十月河北省新民會良鄉實驗指導

部より五名（自泉、本和、本修、德芳、海印）が本宗へ留學したので、取敢へず駒大に東光寮を設けて起臥せしめ、午前は日語を東亞豫備學校で修得し午後は駒大の講座を隨意聽講せしめてきた。

本年三月には杭州特務機關より更に二名（慧證、無塵）の留日僧を引受け、同様駒大に就學せしめてゐる。本年の暑中休暇には三隊に分て、兩本山及能登別院の各僧堂に安居せしめて、實參實究せしめた。そのため多大の感激を與へ

たやうである。

前記新民會よりの留學生五名は、本年十月十五日を以て満一ヶ年の留學期が満了するので、新民會より引取りに來京し、宗務院に於て關係者全員出席して、その功を犒ひその行を壯にした。尙、引續いて新民會より留日僧を依託する旨の歎願が席上なされた。

歸還者への挨拶 歸還者への挨拶は左記の如く用意せられてゐるが、ある事情によつて當分保留し更に適當の機會において實施する豫定である。

（僧侶召集解除者慰問）

貴師支那事變ニ大命ヲ奉シテ應召奮勵格勤誠忠奉公克ク他ノ範ト爲リテ大イニ功績ヲ擧ケ本分ヲ完了シテ今任務ヲ解除セラルト 貴師ガ應召中ノ勳功ニ對シ衷心感謝ノ意ヲ表シ茲ニ記念トシテ念珠一連ヲ贈リテ其ノ勞苦ヲ犒フ 國家ハ尙ホ非常時局下ニ在リ貴師再ヒ銃後ノ責務ヲ負ヒ常ニ兩祖ノ慈訓ヲ體シテ專ラ聖恩ノ奉答ニ曷メラレンコトヲ望ム

年 月 日

曹洞宗管長 鈴木天山

檀徒應召兵謝狀（應召解除者へ）

謹 啓

貴殿へ今次ノ支那事變ニ大命ヲ奉ジ勇躍應召セラレテ至誠盡忠其ノ本分ヲ完ウシテ過日召集ヲ解除セラレタル由承り申候

御出征中ノ赫々タル武勳ニ對シテハ甚深感謝ノ至リニ堪ヘス且ツ長日月ニ亘ル御苦闘ニ對シテ衷心御慰勞申上クル次

第二御座候 凱旋後ニ於ケル健康ト衛生トニ就イテハ特ニ充分ナル御注意相願度存候

現ニ國家ハ尙非常時局下ニ在之貴殿再ヒ在郷軍人タルノ責務ヲ負ハレ一般國民ノ模範トナリテ専ラ 聖恩ノ奉答ニ昂メラレンコトヲ重ネテ切望仕候

昭和

年

月

日

殿

曹洞宗管長 鈴木天山

敬具

郷土慰問使派遣

管長以下代理の公式慰問、宗會代表慰問使等々すでに述べた通りである。郷土慰問使派遣の

聲が、現地からも銃後からも著しく要請せられる。しかも

の如く改めることにした。同時に、戰病死、公傷死等の場合を考慮して四通りに區別して贈ることになつた。

弔辭（戰死者）

肇國の洪謨八紘に輝き 興亞の聖業四海を蓋ふ 皇恩深廣旭旗飄る處忽ち威に伏し徳を讀ふ 君亦 大命を奉じて征途に就く 或は劍樹刀山の上 或は鍊湯爐炭の中 盡忠報國を重責となし隨處に奮戰健闘し一死以て遂に聖恩に報答す 沟にこれ皇國の千城 興亞の柱石 武勳宇内に赫々忠魂萬世に龜鑑たり

夫れ七生報國の願海に身を投するや 生死迷悟の邊際を超越し 當處に即心是佛を承當して金剛不壞の佛果を證す當に活中に死を得死中に活を得る大機用と謂づべし 真くは最尊の佛德 不斷に英靈を冥助して 永く菩提を圓滿せんことを

弔辭（戰傷歿者）

君 大命を奉じて興亞の聖戰に參するや朝に一壘を屠り夕に一城を抜く 維れ勇維れ武 身を鴻毛の輕きに比し義を泰山の重きに較ぶ 然れども硝煙彈雨の間不幸戰傷を

先きに秋田の郷土慰問使が頗る效果的であつたとの報に力を得て、この企てを實施することになつた。先づ第一に東京部隊（中野、松山兩師）、第二に朝鮮部隊（伊東師）第三に京都部隊（山崎、梅原兩師）と毎月各府縣より所定の二名づつが出發せられる。更に、群馬、大阪、廣島といふ申込順で今後全國を一巡するまで繼續の豫定である。

銃後強化講習會

地方五ヶ所（北海道、東北、東海、中國、四國、九州地方）に短期の銃後強化講習會を開催した。大體九月中に終るを原則としたが九州を除き他はすべて完了した。北海道は旭川大休寺に於て、東北は秋田市妙覺寺に於て、東海は名古屋市天寧寺に於て、四國は松山市龍穏寺に於て、各々三日間行の佛法を中心として銃後強化師に陸海軍方面、厚生省、地方廳より出張され、何れも定員は五十名であつたが、突破した處も多かつた。尚、九州は十一月中旬、別府市海門寺で開催の豫定。

新しい弔辭

從來の弔辭はつかひふるされたし、事實上事變の發展に添ひがたいものあるを發見し、今度左記

蒙りて前戦を退き 切々たる再起奉公の祈誓も空しく遂に其の任に付る

今や 皇化八紘に洽く 旭旗飄る處忽ち徳を仰ぎ仁を讀ふ 君亦 陛下の股肱として其の本分を全うし 興亞の柱石として不易の英名を留む

夫れ不惜身命の一念は 即心是佛の正因に契當し 現身を轉じて直に法身となし 金剛不壞の佛果を證するものと謂づべし

翼くは佛智無碍の靈光 不斷に英靈の上に輝き 永く七生報國の大願を冥助せんことを

弔辭（病歿者）

八紘一字の聖謨 日に月に伸張して 仁は天を蓋ひ徳は地を潤す 君亦召されて勇躍征途に上り 一死以て奉公を誓ひ忠節以て皇恩に酬ゆ 元より生還を期せずと雖も 不幸病魔に冒されて進撃の途を絶たれ 忠肝義膽空しく戰陣の中に捧ぐ 然れども 陛下の股肱として聖恩に報答し皇國の千城として本分を完うせること 正に興亞百年の柱石にして 又功勳千載に不朽なり

夫れ凜乎たる赤心報國の一念は、直に心地を開明し即心是佛を承當して、佛祖の正因に契當す。
翼くは最尊の佛德英靈に光被して、永劫に不退の佛果を圓滿せんことを

弔辭（公傷死者）

一億一心 聖戰貫徹の志氣 天を蓋ひ地に普し 聖恩廣
大四百餘州の黎民 威に伏し徳に沾ふ 斯の時に當り君
陛下の股肱たる責を完うして其の本分に殉せらる
義勇奉公 盡忠報國の至誠 豈銃前と銃後とを擇ばんや
硝烟彈雨に身を挺すると粉骨碎身職に殉する、皇恩報答
に何れか軒輊あらん、俱に皇國精神の發露にして 齊しく
千載の遺芳 後人の龜鑑たり

夫れ萬仞巖頭筋斗を打ち 遙に死生の邊際を超越して
即心是佛の妙趣現成す 一日の行持能く百歲の行持を行取
するものと謂つべし

翼くは興亞大業の柱石として功勳永へに報土を莊嚴せん
ことを

本宗事變豫算と各宗豫算

本宗における事變費豫算

は既に述べた通り、昭和十二年度及び同十三年度が十萬圓である。尚十四年度が十一萬圓、十五年度宗會に提出せらるべき豫算は左の如し。

昭和十五年度曹洞宗興亞局豫算案

第一款 興亞翼賛並事變對處費

一七八、〇〇〇

第一項 興亞翼賛費（對外）

一〇八、〇〇〇

一、皇軍慰問費

五、六〇〇

鄉土部隊慰問使補助費

四、八〇〇

同慰問品費

八〇〇

二、應召關係費

二、〇〇〇

三、現地布教費

四〇、四〇〇

現地布教師及詰員手當

一二、〇〇〇

總監部及布教所增設ニ伴フ人件費

二三、六〇〇

從軍僧費

四、八〇〇

四、現地開教施設費

四六、〇〇〇

イ、總監部並布教所新設費

二〇、〇〇〇

中支總監部新設費

一一〇、〇〇〇

北支總監部新設費

一〇、〇〇〇

北支總監部新設費

一一〇、〇〇〇

中支總監部新設費

一一〇、〇〇〇

南支布教所廣東花縣新設費

四、〇〇〇

蒙疆布教所太原包頭新設費

四、〇〇〇

北支布教所保定新鄉新設費

四、〇〇〇

中支布教所漢口無錫新設費

四、〇〇〇

八、〇〇〇

九、弔辭等諸印刷費

四、六〇〇

十、參與會常任參與會費

四〇〇

十一、雜費

五〇〇

一、慰問弔祭費

八、〇〇〇

二、戰死者弔祭用品費

六、五〇〇

三、合同葬慰靈祭費

一、〇〇〇

四、香資

五〇〇

五、講習會、事變關係布教費

二〇、〇〇〇

六、軍人布教費

八、五〇〇

各宗に於ける十四年豫算に就いては極めて大要ではあるが次の表を參照して、併せて大陸工作に對する意圖を察して貰ひたい。

日本宗教團體對支事業概要

(昭和十四年七月十五日現在)

中支宗教大同聯盟總務局編

宗派名	宗派名	真言宗義	淨土宗	南臨濟寺派宗	妙臨心濟寺派宗
機	內地	興亞事務局	事變部	總中支事務所使 (京都)	總中支事務所使 (京都)
豫算	現地	北院北京高野寺山中別 支計畫辦事處	北中南支開教主任	監中事務支開教所使 (上海)	監中事務支開教所使 (上海)
事變	關地	支計畫辦事處	北中南支開教主任	中支楓徑鎮	中支楓徑鎮
豫算	豫算	支計畫辦事處	北中南支開教主任	三、二、八、六、四	三、二、八、六、四
中支	中支	支計畫辦事處	北中南支開教主任	三、五、二、五、一	三、五、二、五、一
開教	開教	支計畫辦事處	北中南支開教主任	一	三
中支開	中支開	支計畫辦事處	北中南支開教主任	(上海)	(上海)
師數	開教	支計畫辦事處	北中南支開教主任	七	三
師開中數支	開教	支計畫辦事處	北中南支開教主任	二	二
現地業於ケル重ナル	豫算	支計畫辦事處	北中南支開教主任	三、二、三、四、五	三、二、三、四、五
備考		支計畫辦事處	北中南支開教主任	出新既設新設新設 豫設費所新設新設 トニシテ支國	幼經常費設園

法本華宗門	日蓮宗	大真谷派宗	本真願寺派宗		
	報國義會	臨時事務局	本派事務局奉本願寺		
	北中支監督部	開教監督部	北支布教總監 (北京)		
一、五、〇〇〇	六、一、四、八八	五〇、〇〇〇	三七、〇〇〇		
	三、一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇		
二	二	五	六		
一(南京)	六 蘇漢無南上 州口錫京海	三 武南上 昌京海	六 南蘇漢九無上 京州口江錫海		
五	三	三	四、三		
一	三	二	三		
教會	施食藥語化事業 事業業育業漢口人 五、〇〇〇人 二、一、〇〇〇四	日語學校 事務校 業業業漢口人 五、〇〇〇人 六、八、〇〇〇四	醫教 療會 (軍移管)	社北日曜學會 事務校 業業業漢口人 五、〇〇〇人 六、八、〇〇〇四	佛學院 事務校 業業業漢口人 五、〇〇〇人 六、八、〇〇〇四
	南京廣東方面開教所	中事業全部調查	九漢南無蘇上 教江口京錫州海 經常費 二、五、一、二、五、〇〇〇四		

大谷	宗童	愛知	寶珠院住	七、六	北中支慰問弔祭	花井	嶺松	三重	萬壽寺
小出	有三	同	照運寺住	同	滿洲國慰問 北中南支慰問弔	中村	全明尼	愛知	洞雲寺徒
戸田	泰雄	布哇	別院詰	六、廿六	祭	高井	美濃	昭和二、六、三	音寺
木全	禪海	茨城	常春寺住	七、廿七	滿洲國慰問視察	中泉	智法	秋田	乘福寺
成田	大兆	東京	青龍寺住	八、一	(管代隨行長 (高階老師同行)	山下	默應	山口	常安寺
武田	義一	東京	常德院住	同、廿九	祭	成田	芳隨	山梨	龍泉寺
志田	光隨尼	新潟	眞福寺徒	同	北支慰問弔祭	小林	高安	島根	長陽寺
伊東	泰邦	朝鮮	總泉寺住	九、十五	北支鄉土部隊慰	梅原	契天	京都	普門寺
松山	大器	東京	松林寺住	同、廿	問	山崎	祥瑞	同	光明寺
中野	東英	同	仙翁寺住	同	北	長山	憲弘	大分	海門寺住
梅原	東英	同	同	同	支	同	長山	憲弘	十、十
山崎	祥瑞	同	同	同	南	同	同	同	同
長山	憲弘	大分	海門寺住	十、十	支	同	同	同	同

二、現地開教所駐在布教師

(十四年十月現在調)

氏名 住職地 駐在地 任命年月日

宗布教所

山東省青島武
城路二、曹洞

大正四、九、一

中村	道英	島根	福王寺徒	上海長德院詰	同、三、四、三	寺島	精顯	岐阜	德翁寺
河合	瑾乘	岐阜	長圓寺徒	同	同、三、四、三	福田	活宗	石川	悅叟寺
清水	泰明	東京	皎月院	河南省開封市	同、三、五、七	桑山	竺童	愛知	慶雲寺
山本	穆淳	岡山	林鐘寺	山東省開封市	同、三、六、一〇	石橋	真榮	三重	天華寺
塙本	德龍	島根	總光寺徒	金闕寺街四八 大房寺街六號觀音寺 唐路街六號觀音寺	同、三、六、三	金子	良祥	新潟	海隣寺
村山	禪介	新潟	東光寺	河化省石家莊	同、三、二、三	樋口	芝嚴	千葉	慈雲寺
山口	彰禪	愛知	大光寺	廣東六榕路六 榕寺內	同、三、三、八	神谷	篤倫	佐賀	龍溪院
平岩	眞淨尼	愛知	正覺寺徒	濟南大覺寺詰	同、四、三、五	林	泰道	玉林寺	
小野田	泰嶽	愛知	正覺寺徒	徐州正法寺詰	同、四、四、一	宇野	義天	兵庫	
松本	康準	長野	明德寺	濟南大覺寺詰	同、四、七、五	鶴成	澤英	千葉	神奈川
小林	義堯	東京	金龍寺	五號五六號缺 號永總寺	同、四、六、五	笠原	全明	長圓寺	安養寺
原澤	克巳	群馬	永源寺徒	濟南大覺寺詰	同、四、八、三	川瀬	片岡	千榮寺	
根本	正邦	栃木	海潮寺		同	石橋	正龍	新潟	
氏名	住職地	駐在地			同	高橋	良觀	新潟	
根本	正邦	栃木	海潮寺		同	高橋	良觀	宗福寺	

三、軍人布教師

(十四年十月現在調)

昭和十二年度 (事變前ノ任命ナルモ事變後引續)
(キ活動セル者ハコノ部ニ載ス)

任命年月日

氏名		住職地		駐在地		任命月日	
北支							
藤井	顯孝	東京	淨牧院住	北支			
櫻澤	徳雲	新潟					
大川	文雄	駒大卒					
平	盛運	同	(十三年度)	同	同	同	
石田	堅丈	同	(同)	同	同	同	
喜多川	重雄	同	(同)	同	同	同	
國野	弘之	同	(同)	同	同	同	
松井	太禪	駒大卒	(同)	同	同	同	
三好	月洲	同	(十二年度地歴科)				
藏座	微應	熊本	石水寺住	北支陽泉			

特務機關所屬

		稱號	以前年	任三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一	十二	十三
軍人布教師	現地駐在布教師	人	三六	八三	二六	一四五	一四五	七	一六	六	二九	二九	二九	一〇
特派布教師	現地駐在布教師	人	五二	一三九	一二四	三一	六九	七二	六九	六九	三一五	三一五	三一五	三〇
皇軍慰問使	現地駐在布教師	人	合計	五二	一三九	一二四	三一五	六九	六九	六九	三一五	三一五	三一五	一一〇

一、各種布教師及慰問師(昭和十四年十月末現在)

穀藏	禪戒	布哇	大正寺慰	問	六、二〇
中村	道英	島根	福王寺徒	上海	長德院
山本	穆淳	岡山	林鐘寺開封	金闍寺	押田達禪
河合	瑾英	岐阜	長圓寺徒	上海	茨城常晃寺從
岩田	廣敏	奈良	玉峯寺從		
中泉	俊雄	秋田	乘福寺慰	從	
石井	潛龍	千葉	慈恩院		
笹岡	天祐	秋田	廣陽寺前住	從	
辻	信龍	三重	安心庵	同	
狩野	政美	福岡	圓通院	同	
長澤	瑩三	福岡	宗勝寺	同	
宇都宮義雄	藤井元峰	葛城天英	極樂寺	來迎寺	
山口清林	久保田正孝	北島忠孝	法憧寺	同	
葛城天英	岐阜法	和歌山	羅漢寺	同	
葛城天英	岐阜法	岐阜景福寺	北支陽泉布教所		
久保田正孝	岐阜法	千手院	北支陽泉布教所		
北島忠孝	岐阜法	北島忠孝	景福寺		
山口清林	久保田正孝	佐脇昇雲	北支陽泉布教所		
葛城天英	久保田正孝	佐脇昇雲	北支陽泉布教所		
葛城天英	久保田正孝	佐脇昇雲	北支陽泉布教所		

軍 問 軍 問 軍 問 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 二〇 二〇 二〇 九、九 九、九 九、九 九、九 九、九 二二、二〇 二二、二〇 二二、二〇 二二、二〇 二二、二〇

昭和十四年度

氏名	住職地	駐在地	任命月日
嶽盛英一	三重地藏寺	從	一、一四
武村秀法	北海道布教所	東京長善寺	二、一八
渡部賢外	中富良野	東京長善寺	三、一
中島慧宗	福岡慈雲寺	東京聯隊勤務	同
坂野俊哉	岐阜永樂寺	東京聯隊勤務	同
前野泰貞	福岡洞泉寺	東京聯隊勤務	同
本田智德	長野宗福寺	東京聯隊勤務	同
宮島智德	長野宗福寺	東京聯隊勤務	同
坂野俊哉	岐阜永樂寺	北支井關部隊	同
大島康清	東京南臺寺住	北支松浦部隊	同
三木亮孝	島根智源寺住	杭州特務機關湖州	同
築吉則成	京都智源寺住	上海陸軍特務部	同
小富士一秀	福岡滿福寺住	北支部隊軍屬	同
松井絶巖	埼玉圓福寺前住	北支部隊軍屬	同
松島正見	群馬禪桂寺住	北支杉山部隊	同
大島康清	東京南臺寺住	中支	同
三木亮孝	島根智源寺住	杭州特務機關湖州	同
築吉則成	京都智源寺住	上海陸軍特務部	同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 二九 同 二九 同 二九 同 二九 同 二九

同 三〇 同 一八 同 一八 同 一八 同 一八

昭和十四年十一月三日 印刷
昭和十四年十一月六日 発行

(昭和十四年度版)

編輯人

藏山光瑞

印發行人兼

東京市芝區新堀町三十六番地

印刷所

東京市芝區新堀町四十一番地

印刷所

門脇定吉

發行所

東京市芝區新堀河岸三十一號

山村印刷所

東京市芝區新堀町四十一番地

日本書店

電話三田四二二二番
振替東京四一〇六六番

終

9
3